

## 5. スポーツ庁設置パターンの検討

### 5-1 スポーツ政策の定義と分類

スポーツ庁の設置パターンを検討するうえで重要となるのが、現状のスポーツ政策の範囲を定義すること、また、各省庁の事業をスポーツ庁に移管するか否かを決定することである。まず、本研究におけるスポーツ政策は次のように定義した。

定義① 文部科学省の「スポーツ予算」に含まれる事業（237億9,258万4,000円）

定義② 「体力づくり関係予算」に含まれる事業（405億5,726万4,000円：内数含まず）

定義③ 「体力づくり関係予算」に含まれる事業の内数（1兆5,985億5,508万6,000円※）

※社会資本整備総合交付金の通常分および日本再生重点化措置分を含む

上記のうち、②体力づくり関係予算は①文部科学省「スポーツ予算」を内包しているため、実質的には②体力づくり関係予算を本研究におけるスポーツ政策と定義した。ただし、詳細な事業名・予算額については文部科学省「スポーツ予算」も参考になっている。これに加え、③体力づくり関係予算に含まれる事業の内数についても、予算の詳細は不明ではあるが、その事業の中にスポーツ関連予算が含まれているため、本研究ではスポーツ政策に含めている。

次に、上記で定義したスポーツ政策をスポーツ庁の業務として移管するか否かについては、以下の手順で整理した。

手順① スポーツ政策のうち、スポーツ基本法第三章「基本的施策」、第五章「国の補助等」に記載のある条文について、これを達成するために必要な事業についてはスポーツ庁の業務として移管する。

手順② スポーツ政策のうち、事業名または事業内容に「スポーツ」の文言があるものはスポーツ庁の業務として移管する。

手順③ スポーツ政策のうち、予算の詳細が不明な内数をもつ事業については、スポーツ庁の設置形態により「内数を推計して移管」「内数を推計して一部移管」「連携」「移管しない」のいずれかとする。

このうち、手順①および②に基づいてスポーツ庁に移管する事業をまとめたものが表9である。予算内数分を除いて241億30万3,000円の予算となった。表はスポーツ基本法第三章と第五章の22条の条文とそれぞれの条文を達成するためのスポーツ事業（定義①）およびその他の事業（スポーツ基本法に条文の記載はないが、「スポーツ」の文言が事業名または事業内容にあるもの：定義②）から構成されている。このうち第三章「基本的施策」は、第一節「スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」、第二節「多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備」、第三節「競技水準の向上等」

から構成されている。表 9 をみると、現在実施されているスポーツ関連事業はある程度スポーツ基本法の条文に対応しているものの、条文を達成するための事業が存在しない箇所もある。条文ごとに詳細にみると、最も予算額が大きい政策にあたる条文は、「スポーツ団体の事業」(日本体育協会補助、日本オリンピック委員会補助など 7 事業)の 115 億 8,946 万 8,000 円である。このうち、日本スポーツ振興センター (JSC) への交付金が 84 億 5,704 万 7,000 円を占めている。次いで「学校法人に対するスポーツ施設整備」の 46 億 2,400 万 5,000 円、「優秀なスポーツ選手の育成等」の 43 億 8,436 万 3,000 円の順となっている。

また表 9 には、厚生労働省と農林水産省が所管する予算も含まれている。障害者スポーツ政策は「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」における「全国障害者スポーツ大会開催事業」が 5,500 万円、「スポーツ団体の事業」における「身体障害者体育等振興費」が 8 億 3,069 万 2,000 円、「スポーツに関する科学的研究の推進等」における「障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業」が 1,711 万 1,000 円となっている。全国障害者スポーツ大会は、国民体育大会の開催終了後に同じ会場で開催される日本最大の障害者スポーツ大会であり、事業費の 5,500 万円は開催都道府県に対しての補助金である。身体障害者体育等振興費は、障害者スポーツの普及啓発、調査研究などの総合的な振興事業に係る経費を補助する「障害者スポーツ振興事業費」(1 億 1,277 万 300 万円)、パラリンピックやスペシャルオリンピックスへの選手団派遣や選手強化を実施するための経費を補助する「総合国際競技大会派遣等事業費」(1 億 2,800 万 2,000 円)、パラリンピックやデフリンピックでのメダル獲得に向けたトップレベル競技者に対する特別強化プランを実施する経費を補助する「総合国際競技大会指定強化事業費」(5 億 8,991 万 7,000 円)の 3 項目に分かれ、すべて公益財団法人日本障害者スポーツ協会への補助金である。障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業は、障害者の健康増進のためのモデル事業の実施および競技力向上を目的に障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を行う事業であり、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施されている。

農林水産省「森林空間」政策は、「スポーツ施設の整備等」における「レクリエーションの森の施設の整備」が 7,415 万円となっている。レクリエーションの森とは、国有林野において、自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツに適した森林として林野庁が指定したものであり、全国に約 1,100 箇所存在する。この中でも特に、森林とふれあいながらキャンプ、フィールドアスレチック、サイクリングなどアウトドアライフを楽しむことができる「森林スポーツ林」、雄大な自然と新鮮な空気に浸り、スキー、スノーボード、テニスなどのスポーツを楽しむことができる「野外スポーツ地域」がスポーツ関連施設として存在し、その施設の整備を行う事業である。

表 9 スポーツ庁へ移管するスポーツ関連事業と予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	事業名(2012年度)	予算(千円)	省	会計	
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>					
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省	一般会計	
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業	5,358	文部科学省	一般会計	
	レクリエーションの森の施設の整備	74,150	農林水産省	国営林野事業特別会計	
学校施設の利用	—	—	—	—	
学校スポーツ施設の改修、照明施設の設置	—	—	—	—	
スポーツ事故の防止等	—	—	—	—	
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省	一般会計	
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究	19,253	文部科学省	一般会計	
	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業	71,316	文部科学省	一般会計	
	スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業	10,064	文部科学省	一般会計	
	スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化	12,968	文部科学省	一般会計	
	障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業	17,111	厚生労働省	一般会計	
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業	269,063	文部科学省	一般会計	
	武道等指導推進事業	250,028	文部科学省	一般会計	
	体育・保健体育のデジタル教材の作成	32,937	文部科学省	一般会計	
	全国中学校体育大会補助金	17,240	文部科学省	一般会計	
	全国高等学校総合体育大会補助金	46,084	文部科学省	一般会計	
	新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成	7,696	文部科学省	一般会計	
	新教育課程説明会	2,098	文部科学省	一般会計	
	全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会)	974	文部科学省	一般会計	
	全国学校体育研究大会	2,143	文部科学省	一般会計	
	スポーツ産業の事業者との連携等	—	—	—	—
スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上	—	—	—	
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省	一般会計	
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>					
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツトップスポーツの好循環プロジェクト	581,598	文部科学省	一般会計	
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	136,676	文部科学省	一般会計	
	広域スポーツセンター機能強化事業	44,591	文部科学省	一般会計	
	全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催	522	文部科学省	一般会計	
	地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供	124,985	文部科学省	復興特別会計	
スポーツ行事の実施及び奨励	—	—	—	—	
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省	一般会計	
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上	—	—	—	
野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励	—	—	—	—	
<b>競技水準の向上等</b>					
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	102,334	文部科学省	一般会計	
	マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト	2,746,472	文部科学省	一般会計	
	メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業	467,795	文部科学省	一般会計	
	次世代アスリート特別強化推進事業	394,226	文部科学省	一般会計	
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	559,000	文部科学省	一般会計	
	大学スポーツ研究活動資源活用事業	49,954	文部科学省	一般会計	
	国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業	49,584	文部科学省	一般会計	
	競技力向上支援体制の充実	14,998	文部科学省	一般会計	
	国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県	350,000	文部科学省	一般会計
		国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都	12,566	文部科学省	一般会計
国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 秋田県		19,241	文部科学省	一般会計	
全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省	一般会計	
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省	一般会計	
企業、大学等によるスポーツへの支援	—	—	—	—	
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業	180,753	文部科学省	一般会計	
	世界ドーピング防止機構等関係経費	22,781	文部科学省	一般会計	
	世界ドーピング防止機構拠出金	121,727	文部科学省	一般会計	
<b>国の補助</b>					
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上	—	—	—	
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場)	4,534,000	文部科学省	一般会計	
	私立学校施設整備費補助金(水泳プール等)	19,880	文部科学省	一般会計	
	私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	70,125	文部科学省	一般会計	
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助	501,800	文部科学省	一般会計	
	日本オリンピック委員会補助	2,588,214	文部科学省	一般会計	
	日本武道館補助	42,407	文部科学省	一般会計	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	5,493,695	文部科学省	一般会計	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	2,565,482	文部科学省	一般会計	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金	397,870	文部科学省	一般会計	
	身体障害者体育等振興費	830,692	厚生労働省	一般会計	
地方公共団体の補助	—	—	—	—	
審議会等への諮問等	—	—	—	—	
<b>その他の政策</b>					
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催	7,811	文部科学省	一般会計	
	体力づくり国民運動事務費	3,855	文部科学省	一般会計	
	委託事業選定・評価委員会等	5,810	文部科学省	一般会計	
	高齢者の体力づくり支援事業	96,961	文部科学省	一般会計	
	文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省	一般会計
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ・青少年分科会)	7,085	文部科学省	一般会計	
<b>合計(予算内数を除く)</b>		<b>24,100,303</b>			

文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

表 9 の事業・予算のほか、本研究におけるスポーツ政策の定義③である、予算内数の事業が存在し、その予算合計は 1 兆 5,253 億 7,400 万円となっている（表 10）。これらは、どの程度の金額がスポーツに活用されているかは不明であるが、スポーツに関連する事業として実施されていることは明らかなものである。

**表 10 体力づくり関連予算における予算内数の政策**

施策分類	施策名(2012年度)	予算(千円)	省	会計
公共スポーツ施設整備関連	体育館等バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)	(11,500,000)	厚生労働省	一般会計
	良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費	(14,569,000)	国土交通省	一般会計
	都市公園防災事業費補助	(3,275,000)	国土交通省	一般会計
	社会資本整備総合交付金	(1,439,530,000)	国土交通省	一般会計
障害者スポーツ関連	障害者スポーツ特別振興事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)	(11,500,000)	厚生労働省	一般会計
	地域生活支援事業費補助金	(45,000,000)	厚生労働省	一般会計
<b>合計</b>		<b>(1,525,374,000)</b>		

文部科学省『体力づくり関係予算額調』（2012）などより作成

これらの事業の中でも、最も予算額が大きく重要な政策として「社会資本整備総合交付金」があげられる。P.16 でも述べたとおり、社会資本整備総合交付金は、国土交通省の各補助事業の一部と地域活力基盤創造交付金等の統廃合によって 2010 年度に創設された制度である。国から用途が限定される国庫補助金は地方自治体にとって創意工夫の余地がなく、使い勝手の悪い地方財源といわれてきており、民主党政権は地域主権改革の一環として社会資本整備総合交付金を設けた。新交付金制度は、国が用途を限定しないため、地方自治体に自由度の高い財源を提供するものである。この統合された国土交通省の補助事業のひとつが「都市公園事業」である。

国土交通省の都市公園事業費補助制度は 1950 年代に始まり、2009 年まで行われた<sup>4</sup>。都市公園は住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に大別できる。このうち、都市基幹公園の 1 種である運動公園が主に公共スポーツ施設としての役割を担っており、2011 年 3 月時点で 793 の運動公園が整備されている。これら運動公園を含めた都市公園の整備事業費を補助してきた都市公園事業費補助制度であるが、前述のとおり総合的なまちづくりの計画に対して交付される社会資本整備総合交付金に統合されたことで、都市公園事業に支出された金額を算出することは困難となった。このため、都市公園事業費補助を引き継いだ新制度である社会資本整備総合交付金は、体力づくり関係予算に注積として記載されるにとどまっている。しかしスポーツ関連予算を考える際に、特に大規模な公共スポーツ施設が多い運動公園の整備費を除外することはできない。したがって、体力づくり関係予算には注積としての記載であるが、社会資本整備総合交付金もスポーツ関連予算とし、その内数を推計したうえでスポーツ庁の検討の材料とした。

<sup>4</sup> 宮崎・笹川スポーツ財団『公共スポーツ施設の整備財源に関する研究』（2012）

## 5-2 省庁横断型（消費者庁型）

### 5-2-1 権限（政策および法律）

#### （1）消費者庁のケース

スポーツ庁の設置パターンのうち、最も権限や予算が大きいものとして、各省庁に存在するスポーツ関連政策の権限等を集約する「省庁横断型スポーツ庁」が考えられる。これを、内閣府の外局として設置された消費者庁の形態を参考に考えてみたい。

消費者庁の設置以前も内閣府国民生活局において消費者政策の企画立案を行っていたが、それは各省と同様に内閣の統轄の下に行政各部として行う個別の事務（分担管理事務）であった。そのため、関係省庁を強力に導く消費者行政の司令塔としての役割を果たせず、製品や事業ごとに担当する省庁や内部部局が異なる「縦割り行政」を排除できなかった<sup>5</sup>。また、「消費者安全の確保に関する基本的な方針」（2010）にもあるとおり、こんにやく入りゼリーによる窒息事故のように各行政機関が所管する既存の法律にはその防止措置がない、いわゆる「すき間事案」に対する行政の対応の遅れにより、消費者の間に行政への不信感が生じていた。こうした中、消費者行政を抜本的に改革し、一元化を推進するため、2009年9月、複数の省庁から権限や人員を移管して消費者庁が設置された。消費者庁設置後の消費者行政は、内閣における行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整事務（内閣補助事務）に位置づけられ、各省庁に対する権限も大きくなった。

消費者庁の任務は「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」である。ただし、消費者利益の擁護や増進に関する法律は数多く存在するため、消費者庁はそれらの法律のすべてを所管するのではなく、一部は他省庁と共管することによって、「消費者行政の司令塔」としての役割を担っている（表11）。

表11 消費者庁が所管する主な法律

法律名	移管元	共管先
不当景品類及び不当表示防止法	公正取引委員会	—
健康増進法	厚生労働省	—
食品安全基本法	内閣府	—
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	経済産業省	—
貸金業法	—	金融庁
宅地建物取引業法	—	国土交通省
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	—	総務省

消費者庁資料（2012）より作成

<sup>5</sup> 及川和久「消費者庁の発足と課題—国民生活センター—一元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として—」（2011）

消費者庁の設置前後における消費者行政の変化は、先に示したように法律の「すき間事案」への対応が可能となったことである。行政による強制的な措置が取れる省庁が違ふことで統一的な行動が取れないことは、当時の消費者行政において喫緊の課題であった。この「すき間」は消費者安全法（2009年6月）の成立によって埋められることになり、消費者庁がこの法律を所管することで消費者行政を担う立場として現在に至っている。

## （2）省庁横断型スポーツ庁のモデル

消費者庁の形態を参考に、省庁横断型スポーツ庁設置の際のスポーツ行政における政策や法律の検討を試みた。スポーツ政策の基礎となる表9における事業は文部科学省だけでなく厚生労働省や農林水産省が所管するものも含まれるため、省庁横断型スポーツ庁で担当すると想定できる。実際、スポーツ庁の設置目的のひとつとなる「スポーツ行政の一元化」を考えると、省庁横断型でスポーツ庁を設置する際には各省庁からの権限を集約した形でなければ意味を成さない。省庁横断型スポーツ庁は重要スポーツ関連政策である厚生労働省所管の障害者スポーツ政策や国土交通省所管の都市公園（運動公園）政策などを担当することが想定されるだろう。

特に運動公園事業の移管については都市公園法を改正する必要も考えられる。しかし、2009年以前は個別の補助金制度で行われていた都市公園整備費補助事業は国土交通省が所管する一括交付金「社会資本整備総合交付金」に統合されたこともあり、都市公園法を改正し、運動公園の整備等だけを完全にスポーツ庁へ移管することは現実的ではない。したがって、都市公園行政のうち運動公園の整備等については、都市公園法の所管に内閣総理大臣（内閣府スポーツ庁）を追加し、スポーツ庁と国土交通省が法律を共管したうえで、連携して整備していくことが必要となろう。具体的には、2012年度に内閣府で実施されていた「地域自主戦略交付金」のスキームが活用できる。地域自主戦略交付金とは、内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付する制度で、8府省18事業に対して47都道府県および20政令指定都市が申請できる制度であった。また、交付金は各省に移し替えて交付される。この制度では、国土交通省が所管する「社会資本整備総合交付金」も対象事業となっていたが、運動公園を含む都市基幹公園および大規模公園の整備は交付対象事業ではなかった。この都市基幹公園などの整備も地域自主戦略交付金の対象事業とすることで、内閣府の外局として設置されたスポーツ庁で運動公園の整備計画を把握し、交付金は国土交通省から交付するといった流れである。しかし、2012年12月の民主党から自民党への政権交代によって、地域自主戦略交付金は2013年度予算から廃止された。対象事業が限られていること、手続きが煩雑であること（岩手日報、2013年2月1日）などが理由とされた。

省庁横断型スポーツ庁設置において都市公園行政との連携は予算の効果的活用といった観点から必要不可欠である。これは新たな施設の整備のみならず、既存施設の維持補修や長寿命化といった視点からも重要となる。国土交通省は社会資本整備総合交付金の中で、公園施設の長寿命化計画の策定をメニューとしてあげている。近い将来、長寿命化計画を策定した公園については交付金で維持補修が実施できるようになることも想定される。しかし、文部科学省が補助・整備してきた公共スポーツ施設にそのような動きはみられず、地方自治体の一般財源で行う維持補修に依っている。公共スポーツ施設が住民にとって必要不可欠なインフラであるとするならば、一括交付金のような制度を内閣府が所管し、国土交通省と省庁横断型スポーツ庁で効率的に公共スポーツ施設を所管していくことが重要となる。

障害者スポーツについては、スポーツ基本法の基本理念として「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と新たに明記されたことから、その重要性が再認識されている。現在の体制では、スポーツ全般を所管する文部科学省が、障害の有無に関わらず広く国民のスポーツを振興しているが、障害者の社会参加や余暇活動支援の観点から、厚生労働省が障害者のスポーツを所管している。表 9 における基礎的政策では、「障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業」「全国障害者スポーツ大会開催事業」「身体障害者体育等振興費」が厚生労働省所管の障害者スポーツ予算として計上されており、これらの事業の大部分は障害者スポーツの競技力向上のための予算である。また、表 10 における予算内数の政策では、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「障害者スポーツ特別振興事業」は障害者スポーツに触れる機会創出に対する経費助成、「地域生活支援事業費補助金」における「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は障害者スポーツ大会などの開催経費を一部補助する制度であり、どちらも生涯スポーツ分野の事業といえる。

これらの厚生労働省が所管する障害者スポーツ政策は、自治体や団体への助成によって実施されている事業が多いこともあり、厚生労働省から省庁横断型スポーツ庁へと権限を移管し、振興していく必要があるだろう。

最後に、内閣府に省庁横断型スポーツ庁を設置する場合には、消費者庁と同様、各省庁に対する権限を強化するためスポーツ政策を内閣補助事務に位置づけること、および内閣府特命担当大臣の必置措置が重要となる。具体的には内閣府設置法第三条二項および第四条にスポーツ振興に関する文言を追加し、十一条三項に内閣府特命担当大臣（スポーツ担当）を必置とするよう改正する。合わせて、第四十九条第三項の規定に基づき、内閣府の外局としてスポーツ庁を設置するためのスポーツ庁設置法を成立させることになる。

## 5-2-2 予算

省庁横断型スポーツ庁を設置した場合の予算は、表9の事業予算の合計242億6,020万9,000円が基礎となる。これに予算内数である「障害者自立支援対策臨時特例交付金（体育館等バリアフリー緊急整備事業／障害者スポーツ特別振興事業）」「地域生活支援事業費補助金」「良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費」「社会資本整備総合交付金」「都市公園防災事業費補助」からスポーツ政策に関わる部分を推計して計上した。推計方法は表12のとおりである。

表12 予算内数の推計方法

所管省	事業名	事業内容	推計方法	1年あたりの予算額
厚生労働省	体育館等バリアフリー緊急整備事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)	一般の公立体育館（学校体育諸施設は除く）でも障害者がスポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入などに必要な経費を助成する制度。補助率は100%。	文部科学省の調査 <sup>*</sup> による2011年度のデータに基づいて算出した225自治体が、補助単価の上限（800万円）で事業を実施すると仮定。	18億円
	障害者スポーツ特別振興事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)	地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会を作る取り組みに要する経費を助成する制度。補助率は100%。	文部科学省の調査 <sup>*</sup> による2011年度のデータに基づいて算出した17自治体が、補助単価の上限（300万円）で事業を実施すると仮定。	5,100万円
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (地域生活支援事業費補助金)	各種スポーツ、レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する経費を一部補助する制度。補助率は1/2以内。	文部科学省の調査 <sup>*</sup> による2011年度のデータに基づいて算出した547自治体が、総事業費50万円（国庫補助金25万円）で事業を実施すると仮定。	1億3,675万円
国土交通省	良好で緑豊かな都市空間形成等のための 国営公園等事業に必要な経費	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。	スポーツ庁に計上せず	
	都市公園防災事業費補助	安全で安心できる都市づくりを図るため、防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を行う防災公園街区整備事業を推進する。	スポーツ庁に計上せず	
	社会資本整備総合交付金	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。（都市公園等事業）	2003年度の都市基幹公園（総合公園、運動公園）に係る予算（266億7,600万円）を2002年度末から2003年度末に増加した公園数（総合公園14、運動公園9）の割合で按分して推計した。	104億3,800万円

<sup>\*</sup>文部科学省「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」（2013）

厚生労働省所管の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「体育館等バリアフリー緊急整備事業」は、一般の公立体育館（学校体育諸施設は除く）でも障害者がスポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入などに必要な経費を助成する制度であり、補助単価は1ヵ所あたり800万円以内、補助割合は100%である。文部科学省『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』（2013）（以後、SSF 障害者調査）によると、2011年度に「体育館等バリアフリー緊急整備事業」を実施した自治体は、都道府県が21、市区町村が回答した自治体の11.7%であった。この数字に基づいて、21の都道府県と204市区町村（2013年1月現在の市区町村数1,742の11.7%）が、補助単価の上限である800万円で事業を実施したと仮定した場合、年間の予算額は18億円となる。

次に、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「障害者スポーツ特別振興事業」は、地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会を作る取り組みに要する経費を助成する制度であり、補助単価は1自治体あたり300万円以内、補助割合は100%である。現行制度では実施主体は都道府県および政令指定都市である。文部科学省の調査によ



ると、2011年度には15都道府県と2政令指定都市で実施している。この数字に基づいて、17の自治体が補助単価の上限である300万円で事業を実施すると仮定した場合、年間の予算額は5,100万円となる。

「地域生活支援事業費補助金」における「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は、各種スポーツ、レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する経費を一部補助する制度で、補助率は1/2以内である。実施主体はすべての市町村、特別区、都道府県である。文部科学省の調査によると、2011年度には都道府県が34、回答した市区町村の29.4%で実施している。この数字に基づいて、34都道府県と513市区町村（2013年1月現在の市区町村数1,742の29.4%）が総額50万円（補助率は1/2のため、国庫補助金は25万円）の事業を実施すると仮定した場合、年間の予算額は1億3,675万円となる。

また、国土交通省所管の「良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費」については、国営公園の整備が国土交通省直轄であり、スポーツを主目的として整備された公園ではないこと、また「都市公園防災事業費補助」についても、独立行政法人都市再生機構を通じての事業であることから、いずれも整備財源をスポーツ庁に移管することは考えにくいと思われ、スポーツ庁の予算として計上しなかった。最後に、「社会資本整備総合交付金」における都市公園事業費補助分については、2003年度の体力づくり関係予算の数字を参考にした。都市公園事業に係る予算は2003年度まで公園の種類ごとに金額が明示されており、2003年度の都市公園事業費における都市基幹公園（総合公園、運動公園）に係る予算は266億7,600万円であった。ここで、2002年度末の都市基幹公園の数をみると、総合公園が1,188箇所、運動公園が739箇所であり、2003年度末は総合公園が1,202箇所、運動公園が748箇所となっている。したがって、2003年度に総合公園が14箇所、運動公園が9箇所の合計23箇所が増加したことになる。2003年度の都市公園事業費266億7,600万円のうち、14/23が総合公園、9/23が運動公園に活用されたと仮定すると、1年あたりの運動公園の予算は104億3,800万円となる。

予算内数部分から推計金額を抽出し、基礎部分（241億30万3,000円）と合計した省庁横断型スポーツ庁の推計予算は365億2,605万3,000円になる（表13）。表14はこの予算額を現存している14の外局（庁）と比較したもので、最も予算額が大きい財務省の外局である国税庁の2012年度予算は7,000億円を超える。次いで資源エネルギー庁、林野庁と続き、最も予算額が小さいのは消費者庁である。この中で内閣府スポーツ庁は10番目となり、気象庁と金融庁の中間程度、文部科学省の外局である文化庁の1/3程度の規模となる。

表14 省庁横断型スポーツ庁の推計予算と外局（庁）予算の比較（2012年度）

(千円)

順位	府省	外局	予算
1	財務省	国税庁	704,883,951
2	経済産業省	資源エネルギー庁	554,928,033
3	農林水産省	林野庁	245,545,648
4	国土交通省	海上保安庁	173,212,349
5	農林水産省	水産庁	144,174,710
6	経済産業省	特許庁	113,310,444
7	文部科学省	文化庁	103,200,232
8	経済産業省	中小企業庁	89,615,796
9	国土交通省	気象庁	58,884,351
10	内閣府	スポーツ庁	36,526,053
11	内閣府	金融庁	23,098,350
12	法務省	公安調査庁	14,002,057
13	総務省	消防庁	12,394,220
14	国土交通省	観光庁	10,853,082
15	内閣府	消費者庁	8,867,554

財務省資料（2012）などより作成

表 13 省庁横断型スポーツ庁の推計予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	事業名(2012年度)	予算(千円)	移管元の省	
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>				
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省	
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業	5,358	文部科学省	
	体育館等/バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時交付金)	1,800,000	厚生労働省	
	良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費	0	国土交通省	
	都市公園防災事業費補助	0	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金(地域自主戦略交付金)	10,438,000	国土交通省	
	レクリエーションの森の施設の整備	74,150	農林水産省	
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省	
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究	19,253	文部科学省	
	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業	71,316	文部科学省	
	スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業	10,064	文部科学省	
	スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化	12,968	文部科学省	
	障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業	17,111	厚生労働省	
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業	269,063	文部科学省	
	武道等指導推進事業	250,028	文部科学省	
	体育・保健体育のデジタル教材の作成	32,937	文部科学省	
	全国中学校体育大会補助金	17,240	文部科学省	
	全国高等学校総合体育大会補助金	46,084	文部科学省	
	新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成	7,696	文部科学省	
	新教育課程説明会	2,098	文部科学省	
	全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会)	974	文部科学省	
	全国学校体育研究大会	2,143	文部科学省	
	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上		
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省	
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>				
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツとトップスポーツの好循環プロジェクト	581,598	文部科学省	
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	136,676	文部科学省	
	広域スポーツセンター機能強化事業	44,591	文部科学省	
	全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催	522	文部科学省	
	地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供	124,985	文部科学省	
	障害者スポーツ特別振興事業(障害者自立支援対策臨時交付金)	51,000	厚生労働省	
	地域生活支援事業費補助金	136,750	厚生労働省	
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省	
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上			
<b>競技水準の向上等</b>				
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	102,334	文部科学省	
	マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト	2,746,472	文部科学省	
	メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業	467,795	文部科学省	
	次世代アスリート特別強化推進事業	394,226	文部科学省	
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	559,000	文部科学省	
	大学スポーツ研究活動資源活用事業	49,954	文部科学省	
	国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業	49,584	文部科学省	
	競技力向上支援体制の充実	14,998	文部科学省	
	国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県	350,000	文部科学省
		国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都	12,566	文部科学省
国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 秋田県		19,241	文部科学省	
全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省	
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省	
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業	180,753	文部科学省	
	世界ドーピング防止機構等関係経費	22,781	文部科学省	
	世界ドーピング防止機構拠出金	121,727	文部科学省	
<b>国の補助</b>				
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上			
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場)	4,534,000	文部科学省	
	私立学校施設整備費補助金(水泳プール等)	19,880	文部科学省	
	私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	70,125	文部科学省	
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助	501,800	文部科学省	
	日本オリンピック委員会補助	2,588,214	文部科学省	
	日本武道館補助	42,407	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	5,493,695	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	2,565,482	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金	397,870	文部科学省	
	身体障害者体育等振興費	830,692	厚生労働省	
<b>その他の施策</b>				
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催	7,811	文部科学省	
	体力づくり国民運動事務費	3,855	文部科学省	
	委託事業選定・評価委員会等	5,810	文部科学省	
	高齢者の体力づくり支援事業	96,961	文部科学省	
文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省	
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ、青少年分科会)	7,085	文部科学省	
		<b>合計</b>	<b>36,526,053</b>	

文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

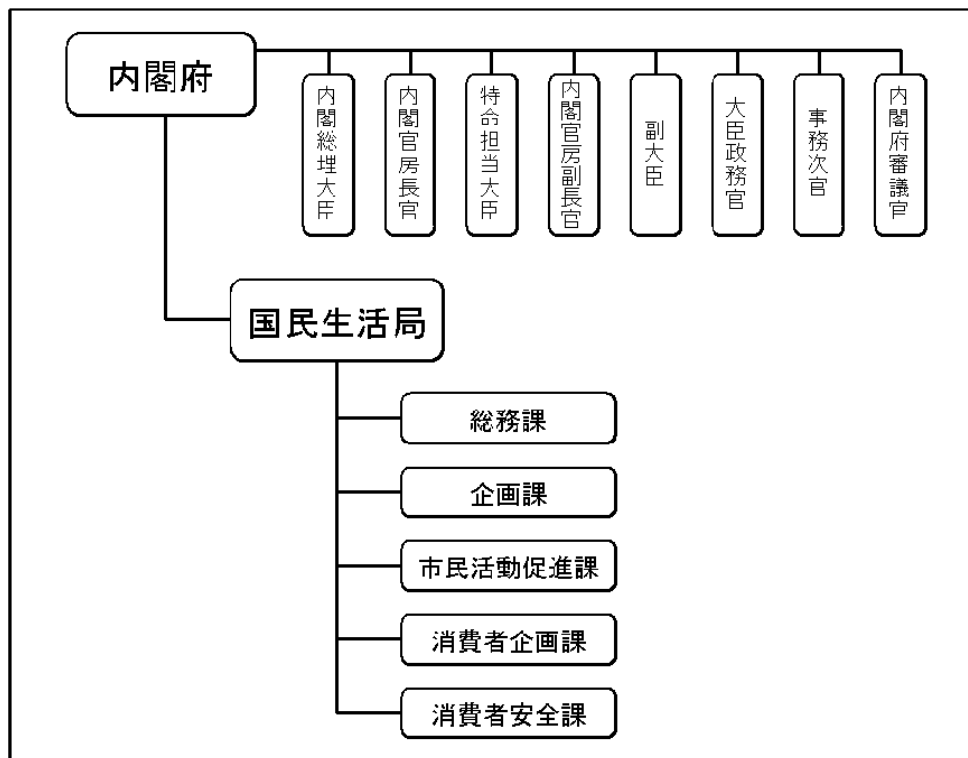
### 5-2-3 組織

#### (1) 消費者庁のケース

消費者庁設置時の体制を参考に、省庁横断型スポーツ庁の体制について検討した。図3、図4には、消費者庁設置前の内閣府国民生活局と設置後の消費者庁の体制を示した。

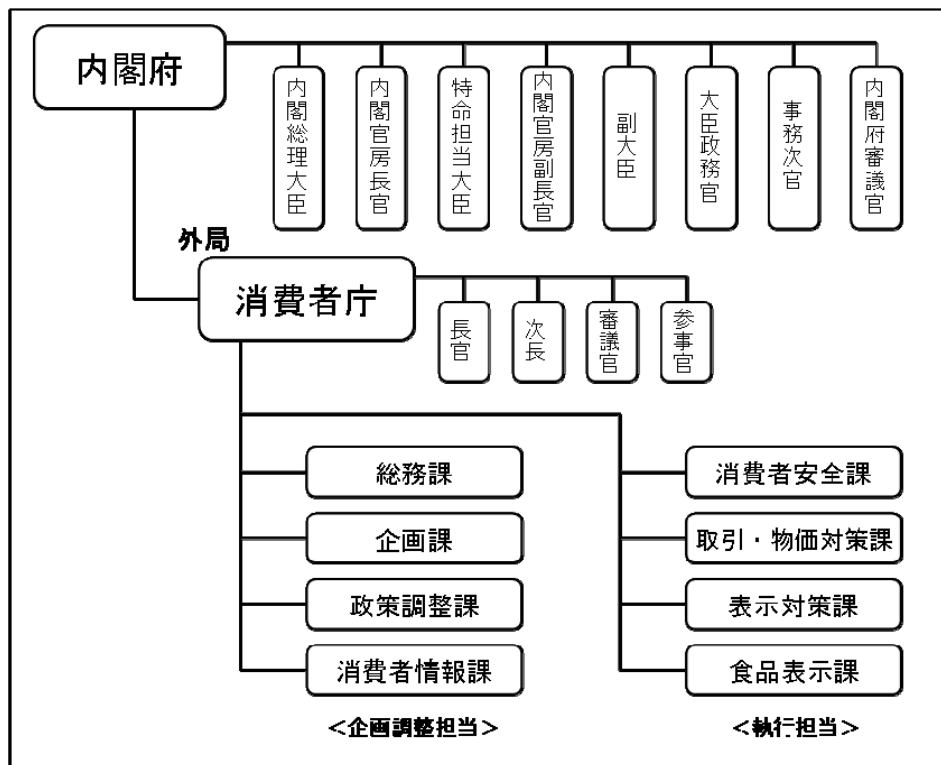
前述のとおり、消費者庁が設置された2009年9月1日以前は内閣府国民生活局で消費者行政が遂行されていた。図3のように、当時の国民生活局の組織は、総務課、企画課、市民活動促進課、消費者企画課、消費者安全課の5課で構成され、2008年度の予算は42億4,919万7,000円であった（独立行政法人国民生活センター運営費交付金および施設整備費補助金を含む）。続いて、図4の消費者庁の設置直後の体制をみると、総務課、企画課、政策調整課、消費者情報課が「企画調整担当」として消費者行政に関する企画調整機能を担い、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課が「執行担当」として消費者庁所管法令の執行に関する事務を担っていた。なお、消費者庁設置以降最初の予算である2010年度予算は89億5,458万3,000円であった。設置前後で課を比較すると、市民活動促進課は内閣府から消費者庁に移管されず、消費者庁には政策調整課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課が新設されている。新設された課の業務は、政策調整課が関係府省庁との政策調整、取引・物価対策課が特定商取引法・特定商品預託法（経済産業省から移管）、貸金業法（金融庁と共管）、旅行業法（国土交通省と共管）、物価関係事務（物価統制令等）などを所管、表示対策課が表示関係のうち景品表示法（公正取引委員会から移管）、特定電子メール法（総務省と共管）などを所管、食品表示課が表示関係のうちJAS法（農林水産省から移管）、健康増進法（厚生労働省から移管）などを所管し、法令の執行事務を行うとなっていた。つまり、多くは移管または共管された法律の執行のために新設された課である。

図3 消費者庁設置前の内閣府国民生活局の体制（2009年8月現在）



内閣府資料など（2012）より作成

図4 消費者庁設置後の消費者庁の体制（2009年9月現在）

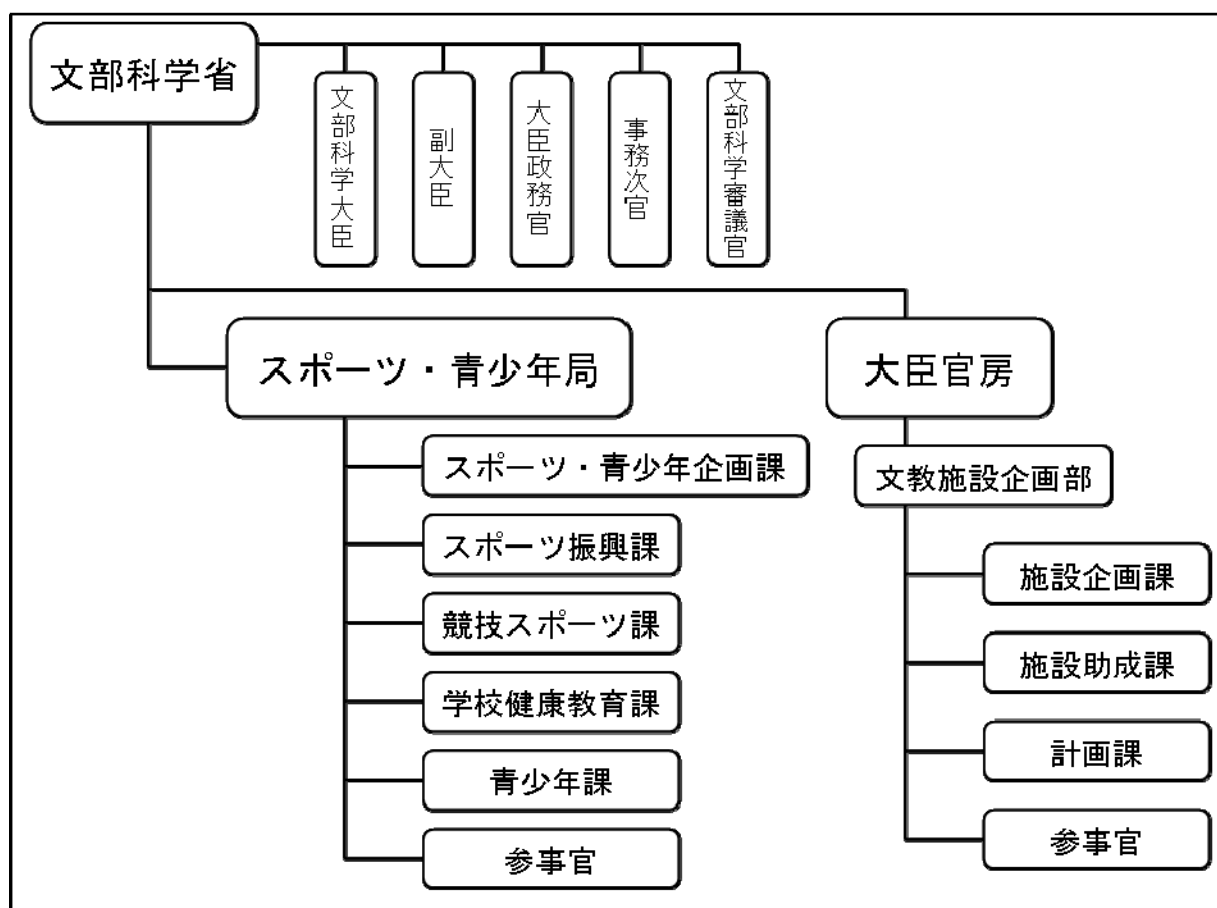


消費者庁資料など（2012）より作成

## (2) 省庁横断型スポーツ庁のモデル

消費者庁を参考に、省庁横断型スポーツ庁の組織を検討した。図5には2012年度現在の文部科学省のスポーツ行政体制を示した。まず、スポーツ政策の大部分を担うスポーツ・青少年局には5つの課と参事官が置かれている。このうち、青少年課は、表9におけるスポーツ庁へ移管する政策を所管していない。また、学校健康教育課は「児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進」における「専門医（スポーツトレーナー）の派遣」を所管しているが、これは復興庁に計上される復興特別会計である。参事官は2名置かれ、体育・青少年スポーツ担当と青少年健全育成担当に分かれる。このうち、体育・青少年スポーツ担当の参事官が学校体育、運動部活動、子どもの体力向上などを所管している。つまり、実質的にスポーツ行政を担っている課はスポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、参事官（体育・青少年スポーツ担当）となる。

図5 文部科学省のスポーツ行政体制（2012年度）



文部科学省資料（2012）より作成

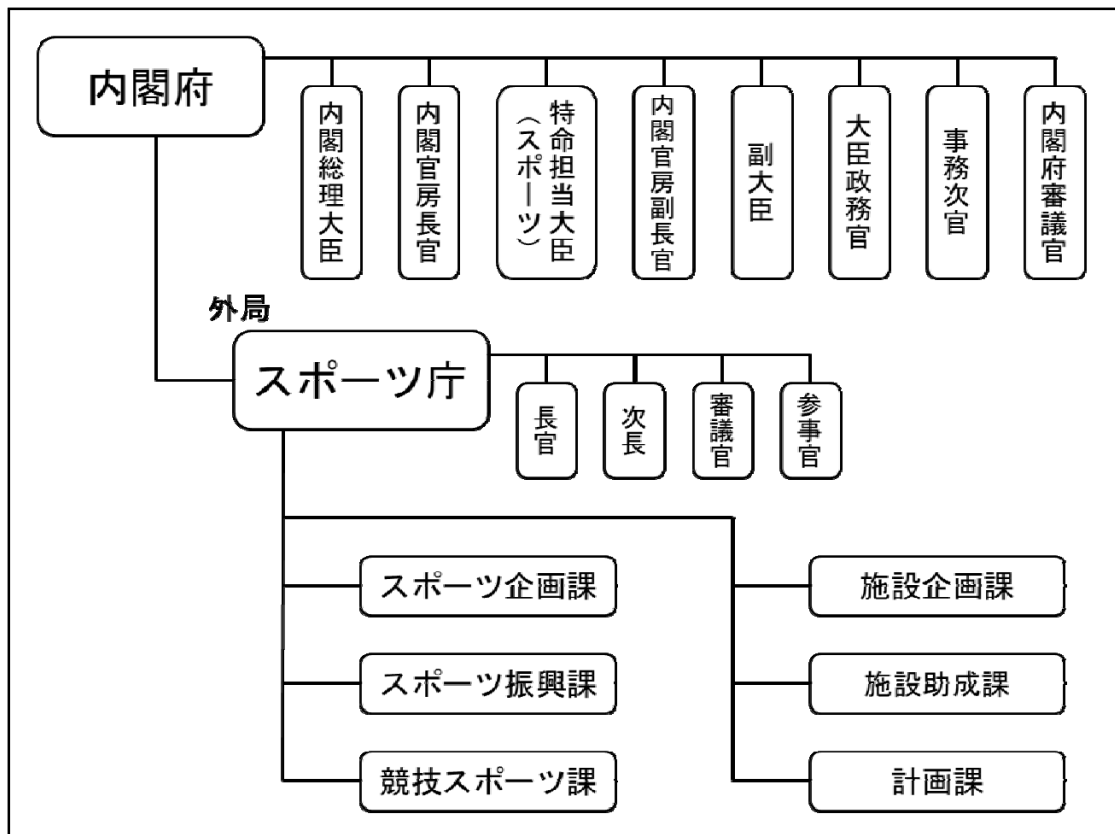
次に、学校体育施設および社会体育施設の整備については、大臣官房に文教施設企画部が存在し、「施設企画課」「施設助成課」「計画課」の3課と参事官が置かれている。

文教施設企画部は学校施設の耐震化に対する補助が主な業務であるが、学校体育施設や社会体育施設の整備への補助も担っている。

消費者庁を参考にすると、スポーツ政策を担うスポーツ青少年・企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課および体育・青少年スポーツ担当の参事官はスポーツ庁に移管され、業務を引き継ぐと想定される。また、文教施設企画部における、学校体育施設および社会体育施設への助成機能も同様に、公共スポーツ施設整備を担う部署の設置が必要と考えられる。

文部科学省以外の政策をみると、障害者スポーツは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、都市公園事業（運動公園事業）は、国土交通省都市局公園緑地・景観課が所管している。消費者庁を参考にするのであれば、移管した法律を執行し業務を遂行するために新たな部署を設置することになる。しかし、障害者スポーツは法律の移管を伴わないことから、部署の新設を想定せず、文部科学省スポーツ・青少年局の業務を引き継いだスポーツ庁内の新部署によって所管されるべきと判断した。都市公園事業（運動公園事業）については都市公園法が共管となるが、複合的な施設整備の推進といった観点から文部科学省大臣官房文教施設企画部の移管先で引き継ぐこととした。以上のことを踏まえて内閣府スポーツ庁の組織図（案）を示したものが図6である。

図6 省庁横断型スポーツ庁の組織図（案）



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。

## 5-3 他組織融合型

### 5-3-1 権限（政策および法律）

#### （1）地方自治体のケース

2008年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。これにより、原則として教育委員会でしか担うことのできなかったスポーツおよび文化に関する事務を首長部局で担当できることとなった。2012年4月現在、都道府県で17（36.2%）、政令指定都市で17（85.0%）の自治体が文化やスポーツに関する事務を教育委員会から首長部局へ移管しており、その自治体の多くが文化とスポーツを同じ部署で担当している（表15）。しかし近年、「文化」「スポーツ」だけではなく、ここに「観光」を加えることでさらに効率的・効果的に3つの行政を遂行しようとする自治体がみられる。都道府県では沖縄県文化観光スポーツ部、秋田県観光文化スポーツ部、政令指定都市では新潟市文化観光・スポーツ部がそれにあたる。

現在、わが国には「文化庁」と「観光庁」が文部科学省、国土交通省それぞれの外局として存在し、独立して業務を行っている。ここにスポーツ庁の設置パターンの1つとして、省庁数の増加抑制の観点から、行政組織のスクラップ・アンド・ビルドを行うことや政策の親和性に基づく連携効果を引き出すため、「文化観光スポーツ庁」といった別々の組織が融合した形態を考えてみたい。

表 15 首長部局で文化とスポーツを所管する主な部署

自治体名	部署名
北海道	環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課
秋田県	観光文化スポーツ部スポーツ振興課
京都府	文化環境部スポーツ振興室
大阪府	府民文化部都市魅力創造局生涯スポーツ振興課
岡山県	環境文化部スポーツ振興課
山口県	総合政策部スポーツ・文化局スポーツ推進課
徳島県	県民環境部文化スポーツ立県総局県民スポーツ課
愛媛県	企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課
福岡県	新社会推進部県民文化スポーツ課
佐賀県	くらし環境本部文化・スポーツ部スポーツ課
大分県	企画振興部文化スポーツ振興課
沖縄県	文化観光スポーツ部スポーツ振興課
札幌市	観光文化局スポーツ部企画事業課
仙台市	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
さいたま市	市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課
千葉市	市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課
新潟市	文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課
静岡市	生活文化局文化スポーツ部スポーツ振興課
京都市	文化市民局市民生活部市民スポーツ振興室
堺市	文化観光局スポーツ部スポーツ推進課
広島市	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
北九州市	市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課
熊本市	観光文化交流局文化スポーツ交流部スポーツ振興課

各自治体資料（2012）より作成



「文化観光スポーツ庁」を考える資料として、沖縄県、秋田県、新潟市に対してのヒアリング調査および質問紙調査の結果をまとめたものが表16である。部署が設置された順は、新潟市（2009年）、沖縄県（2011年）、秋田県（2012年）であり、政令指定都市である新潟市が最も早い。部の下に置かれたスポーツ担当部署はすべて「スポーツ振興課」の名称であり、スポーツ振興課以外では、「文化振興（政策）課」「観光振興（政策）課」などのほか、それぞれの自治体独自の課が設置されている。

統合の背景をみると、いずれの自治体も「交流人口の増大」を挙げていることから、3つの政策のうち「観光」を主体とし、人々が訪れることによる経済の活性化を狙っていることがわかる。「観光資源として文化・スポーツを位置づけた」（沖縄県）、「スポーツの持つ集客力を観光振興にもつなげていく」「文化も観光の一翼を担っており、文化の果たす役割を積極的に位置づけ、観光と一体となった取組を進める」（秋田県）といったように、「文化」「スポーツ」を言えば地域振興の「手段」として「観光」とリンクさせる方針をとっている。

表16 文化・観光・スポーツを一元化した自治体

自治体名	沖縄県	秋田県	新潟市
名称	文化観光スポーツ部	観光文化スポーツ部	文化観光・スポーツ部
スポーツ担当課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ振興課
その他の課	観光振興課／観光政策課／文化振興課／交流推進課	観光戦略課／観光振興課／秋田うまいもの販売課／交通政策課／文化振興課	文化政策課／歴史文化課／観光政策課／水と土の芸術祭推進課
設置日	2011年4月1日	2012年4月1日	2009年4月1日
統合の背景	産業の発展を目的に、波及効果の大きい観光をリーディング産業として文化やスポーツとリンクさせることで交流人口の増大を目指す	総合戦略産業として観光を推進し、観光と並んで地域活性化に貢献できる文化・スポーツをあわせることで、東日本震災で減少した交流人口の回復・増大を目指す	シティプロモーションや観光施策について、文化・スポーツ行政と一体となって交流人口拡大につなげていくため
2012年度当初予算（部）	12,882,363（千円）	6,900,732（千円）	6,126,767（千円）
2012年度当初予算（課）	1,046,418（千円）	1,986,480（千円）	546,056（千円）
職員数（部）	205人 <sup>※1</sup>	115人	135人
職員数（課）	15人	24人 <sup>※2</sup>	11人
統合前の部課等	①観光商工部観光企画課 ②観光商工部観光振興課 ③観光商工部交流推進課 ④観光商工部新産業振興課 ⑤文化環境部文化振興課 ⑥教育庁保健体育課 ⑦教育庁文化課	①総務部イメージアップ戦略推進室 ②企画振興部スポーツ振興課 ③生活環境部県民文化政策課 ④農林水産部流通販売課 ⑤産業労働部食品産業課 ⑥産業労働部観光課 ⑦建設交通部建設交通政策課	①文化スポーツ部 ②政策企画部シティプロモーション課 ③経済国際部観光政策課
統合初年度の予算（部）	6,369,193（千円）	6,900,732（千円）	4,839,220（千円）
統合初年度の予算（課）	960,797（千円）	1,986,480（千円）	264,424（千円）
統合初年度の職員数（部）	207名 <sup>※1</sup>	115人	120人
統合初年度の職員数（課）	13名	24人 <sup>※2</sup>	12人

※1 うち、芸術大学98人、博物館・美術館22人

※2 うち、8人は2012年度冬季国民体育大会（あきた鹿角国体2013）要員

各自治体資料（2012）などより作成

スポーツと観光がリンクした具体的な事業をみると、沖縄県において「スポーツ・ツーリズム戦略推進事業」（3億7,662万3,000円）が存在するが、秋田県、新潟市では現在実施されていない。2013年度の概算要求段階においても秋田県、新潟市では予算化されておらず、部署統合によるスポーツと観光の連携は、事業（予算）上は大き

く変わったとはいえないだろう。また、統合初年度と現在の予算を部単位で比較すると、2012年度に統合した秋田県を除き、沖縄県、新潟市ともに増加している。特に沖縄県は60億円以上の増加となっているが、これは「沖縄振興一括交付金<sup>6</sup>」の影響によるものである。ただし、増加分のほとんどが観光政策（戦略的誘客活動推進事業：55億5,181万6,000円）に活用されており、スポーツ振興課としての予算は微増にとどまっている。新潟市も統合初年度である2009年度の2億6,442万4,000円から5億4,605万6,000円へと予算が倍増しているが、新潟市アイスアリーナ（仮称）の建設に係る費用の影響が大きく、統合による影響は少ないと考えられる。

さらにここで、新部設置前後の変化をみると、「観光」に重点を置くことに対する懸念も少なからずある。「スポーツを手段として観光に活かすという視点が強くなりすぎると、施設整備や競技力向上に予算が付きづらいし、実際に少しずつ減少している」（沖縄県）のように、スポーツや文化を観光の手段として位置づけることは、スポーツの側からみると一概に良い面だけではない。したがって、「今までのスポーツ施策に上乘せで、交流人口の増加などにスポーツを利用していく」（秋田県）のように、スポーツ振興に主軸を置きつつも観光と連携していく姿勢が必要となる。

## （2）文化観光スポーツ庁のモデル

地方自治体の例を参考に、他組織融合型スポーツ庁、つまり「文化観光スポーツ庁」設置の際のスポーツ行政における政策や法律の検討を試みた。省庁横断型スポーツ庁と同様、スポーツにおける事業は表9を基礎とする。ただし、スポーツに関する権限を集約することを目的とした省庁横断型スポーツ庁とは異なり、文化観光スポーツ庁では必ずしもすべての権限を集約することを想定しない。なぜなら、文化、観光、スポーツの3行政を総合的・一体的に推進し、相乗効果を生むことが組織設置の第一義となるからである。具体的には国土交通省所管の都市公園事業と農林水産省の森林空間政策は文化観光スポーツ庁に移管せず、それぞれの省と連携するにとどめた。実際、3つの自治体においても、都市公園や森林空間に関する事業が新部署に移管される事例はなかった。ただし、障害者スポーツについては、スポーツ基本法の基本理念として言及されているため、文化観光スポーツ庁に移管することとした。

次に中央省庁における文化観光スポーツ庁の設置先を考えた場合、「文化・観光・スポーツを一元化したということは、権限や予算を内閣府の直轄に置くイメージ」（沖縄県）のように、それぞれ異なる省の外局にあった組織がいずれか特定の省の外局となることは考えにくく、内閣府の外局として設置する形態が自然であろう。ただし、省庁横断型スポーツ庁で検討したように、スポーツ政策を内閣補助事務へ位置づけ、内閣府特命担当大臣（スポーツ担当）を必置とすると、文化政策・観光政策も同様の措

<sup>6</sup> 沖縄振興予算（2,937億円）のうち、沖縄の実情に即して、沖縄振興に資する沖縄の特殊性に基因する事業等を県が自主的に実施できる制度として創設された交付金。2012年度予算は1,575億円。

置を取る必要が出てくる。文化観光スポーツ庁の設置意義から考えて、同時に 3 つの政策を内閣補助事務へ位置づけることはせず、内閣府の分担管理事務とする。法改正は省庁横断型スポーツ庁と同様、内閣府設置法第三条二項および第四条に文化振興、観光振興、スポーツ振興に関する文言を追加し、第四十九条第三項の規定に基づき、内閣府の外局として文化観光スポーツ庁を設置するための文化観光スポーツ庁設置法を成立させることになる。

### 5-3-2 予算

文化観光スポーツ庁におけるスポーツ事業と推計予算を示したものが表 17 である。予算の合計は 260 億 1,390 万 3,000 円となった。なお、文化・観光・スポーツの連携事業については、沖縄県・秋田県・新潟市の事例からみる限り、組織統合後即座に政策が企画立案され、予算が計上される性質のものではないと推察される。したがって、ここでは連携政策は想定せず、文化観光スポーツ庁の予算にも計上していない。

また前述のとおり、障害者スポーツ政策および予算は計上し、都市公園行政・森林空間行政の予算は計上していない。障害者スポーツ関連予算は省庁横断型スポーツ庁の検討の際に推計した「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「体育館等バリアフリー緊急整備事業」の 18 億円、「障害者スポーツ特別振興事業」の 5,100 万円、「地域生活支援事業費補助金」における「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の 1 億 3,675 万円をそれぞれ計上している。さらに、文化庁予算（1,032 億 23 万 2,000 円：2012 年度）と観光庁予算（108 億 5,308 万 2,000 円：2012 年度）を加えると、1,400 億 6,721 万 7,000 円となる。これは、現存する外局の中では 6 番目となり、水産庁とほぼ同等の規模である（表 18）。

表 18 文化観光スポーツ庁の推計予算と外局（庁）予算の比較（2012 年度）

(千円)

順位	府 省	外 局	予 算
1	財 務 省	国 税 庁	704,883,951
2	経 済 産 業 省	資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	554,928,033
3	農 林 水 産 省	林 野 庁	245,545,648
4	国 土 交 通 省	海 上 保 安 庁	173,212,349
5	農 林 水 産 省	水 産 庁	144,174,710
6	内 閣 府	文 化 観 光 ス ポー ツ 庁	140,067,217
7	経 済 産 業 省	特 許 庁	113,310,444
8	文 部 科 学 省	文 化 庁	103,200,232
9	経 済 産 業 省	中 小 企 業 庁	89,615,796
10	国 土 交 通 省	気 象 庁	58,884,351
11	内 閣 府	金 融 庁	23,098,350
12	法 務 省	公 安 調 査 庁	14,002,057
13	総 務 省	消 防 庁	12,394,220
14	国 土 交 通 省	観 光 庁	10,853,082
15	内 閣 府	消 費 者 庁	8,867,554

財務省資料（2012）などより作成

表 17 文化観光スポーツ庁の推計予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	事業名(2012年度)	予算(千円)	移管元の省
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>			
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業 体育館等/バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)	5,358 1,800,000	文部科学省 厚生労働省
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究 健康者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化 障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業	19,253 71,316 10,064 12,968 17,111	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 厚生労働省
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業 武道等指導推進事業 体育・保健体育のデジタル教材の作成 全国中学校体育大会補助金 全国高等学校総合体育大会補助金 新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成 新教育課程説明会 全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会) 全国学校体育研究大会	269,063 250,028 32,937 17,240 46,084 7,696 2,098 974 2,143	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省
スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上		
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>			
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツとトップスポーツの好循環プロジェクト 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 広域スポーツセンター機能強化事業 全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催 地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供 障害者スポーツ特別振興事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金) 地域生活支援事業費補助金	581,598 136,676 44,591 522 124,985 51,000 136,750	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 厚生労働省 厚生労働省
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上		
<b>競技水準の向上等</b>			
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業 マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業 次世代アスリート特別強化推進事業 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 大学スポーツ研究活動資源活用事業 国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業 競技力向上支援体制の充実	102,334 2,746,472 467,795 394,226 559,000 49,954 49,584 14,998	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省
国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県 国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都 国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 秋田県	350,000 12,566 19,241	文部科学省 文部科学省 文部科学省
全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業 世界ドーピング防止機構等関係経費 世界ドーピング防止機構拠出金	180,753 22,781 121,727	文部科学省 文部科学省 文部科学省
<b>国の補助</b>			
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上		
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場) 私立学校施設整備費補助金(水泳プール等) 私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	4,534,000 19,880 70,125	文部科学省 文部科学省 文部科学省
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助 日本オリンピック委員会補助 日本武道館補助 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金 独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金 身体障害者体育等振興費	501,800 2,588,214 42,407 5,493,695 2,565,482 397,870 830,692	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 厚生労働省
<b>その他の施策</b>			
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催 体力づくり国民運動事務費 委託事業選定・評価委員会等 高齢者の体力づくり支援事業	7,811 3,855 5,810 96,961	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省
文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ・青少年分科会)	7,085	文部科学省
合計(スポーツ政策)		26,013,903	
合計(文化庁予算)		103,200,232	
合計(観光庁予算)		10,853,082	
合計(文化観光スポーツ庁予算)		140,067,217	

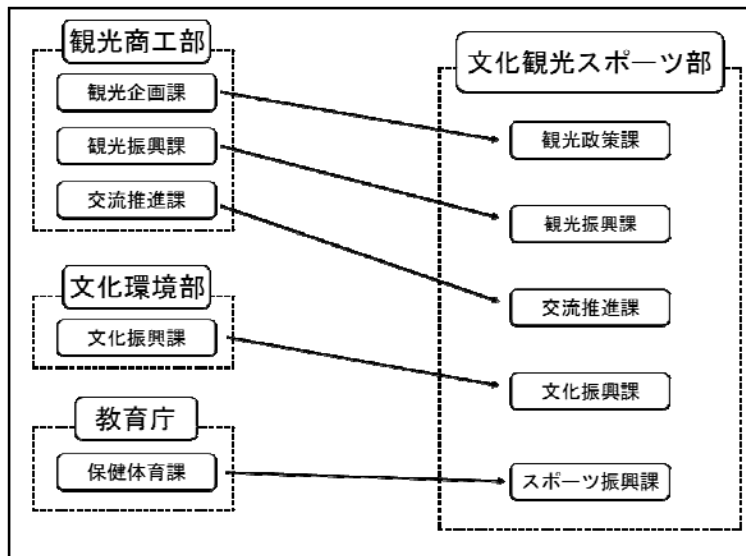
文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

### 5-3-3 組織

#### (1) 地方自治体のケース

文化観光スポーツ庁の体制を検討する資料として、沖縄県と秋田県の組織再編の状況をみた。沖縄県では、観光商工部にあった観光企画課と観光振興課がそれぞれ文化観光スポーツ部観光政策課、観光振興課に、文化環境部文化振興課が文化観光スポーツ部文化振興課に、教育庁保健体育課が文化観光スポーツ部スポーツ振興課へと再編された(図7)。秋田県では、産業労働部観光課が観光文化スポーツ部観光戦略課および観光振興課に、生活環境部県民文化政策課が観光文化スポーツ部文化振興課に、企画振興部スポーツ振興課が観光文化スポーツ部スポーツ振興課へと再編された(図8)。

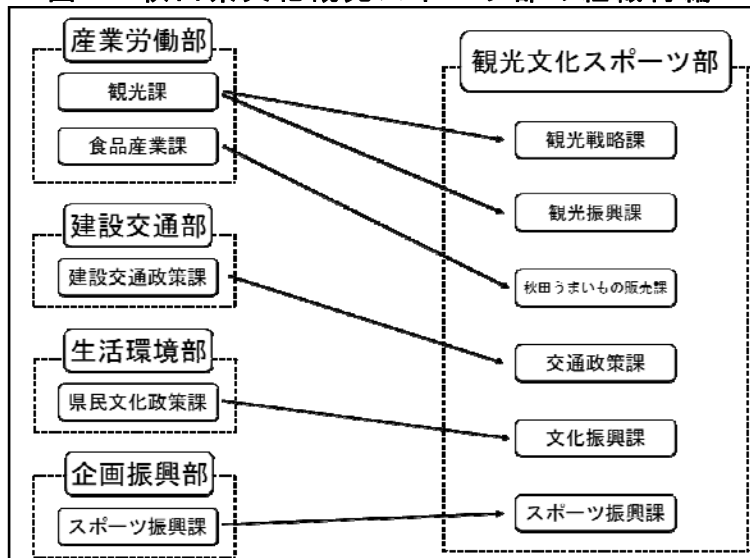
図7 沖縄県文化観光スポーツ部の組織再編



※単純化したもの。矢印以外の再編もある。

沖縄県資料(2012)より作成

図8 秋田県文化観光スポーツ部の組織再編



※単純化したもの。矢印以外の再編もある。

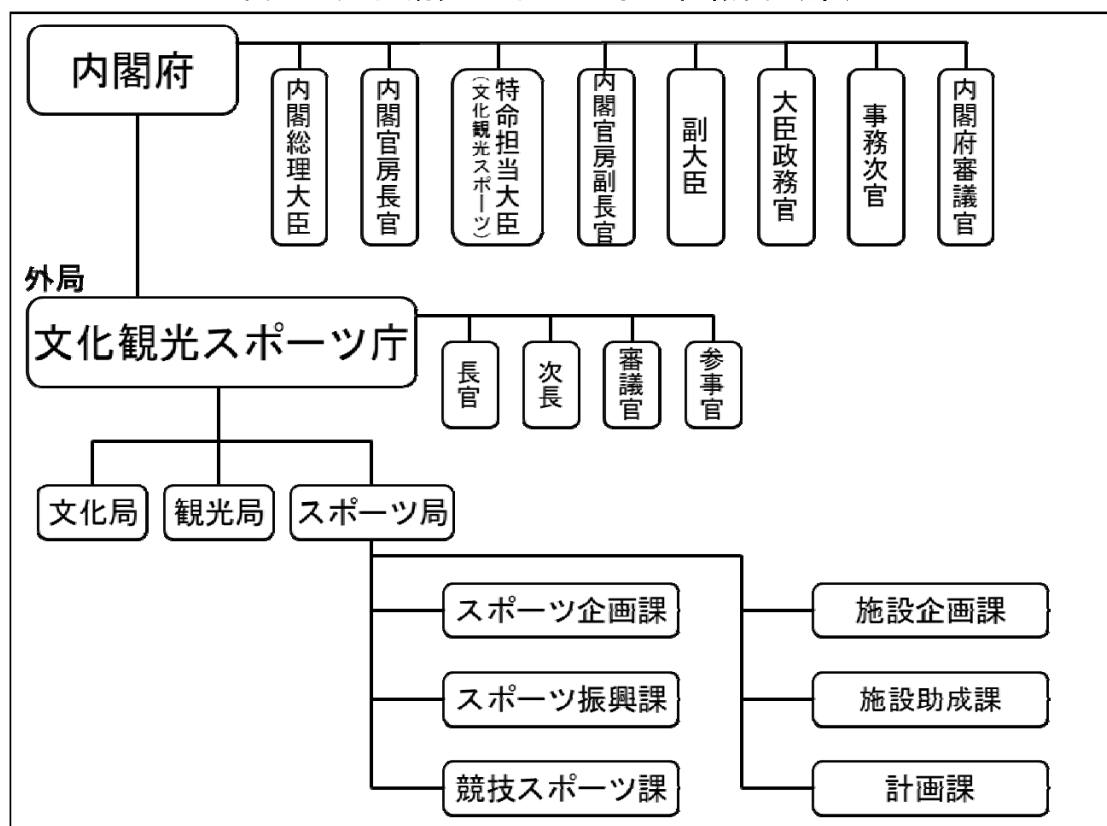
秋田県資料(2012)より作成

## (2) 文化観光スポーツ庁のモデル

これらの図から、文化振興課、観光振興課、スポーツ振興課をそれぞれ文化行政、観光行政、スポーツ行政を所掌する部署とみなすと、それぞれ別の部にあった課の集約化であることがわかる。したがって、これを参考に文化庁、観光庁、文部科学省スポーツ・青少年局を母体に組織再編をするならば、新組織においては文化庁が文化振興課、観光庁が観光振興課、スポーツ・青少年局がスポーツ振興課とみなすことができる。ただし、多くの都道府県では「部」が実質的に最上位の部署であり、以下「課」「室」と続くのが一般的である。ここで「部」を「庁」と格上げしてみなすのであれば、「課」は国の行政機関では一般的な「局」とし、「振興」を省いた「文化局」「観光局」「スポーツ局」となるのが自然であろう。

さらに文部科学省のスポーツ担当部署を文化観光スポーツ庁に移管する場合、省庁横断型スポーツ庁(p.34)とは異なり、スポーツ局の下に移管することが想定される。具体的には、実質的にスポーツ行政を担っているスポーツ・青少年局のスポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課および大臣官房文教施設企画部の施設企画課、施設助成課、計画課をスポーツ局の下部組織として再編することになるであろう(図9)。

図9 文化観光スポーツ庁の組織図(案)



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。  
 ※スポーツ局のみ下部組織を示している。

## 5-4 文部科学省外局型（観光庁型）

### 5-4-1 権限（政策および法律）

#### （1）観光庁のケース

前節までは、省庁横断型スポーツ庁と他組織融合型スポーツ庁（文化観光スポーツ庁）を検討したが、これらはいずれもその形態から内閣府に設置することを想定していた。これらのパターンは、文部科学省以外の省庁がもつ権限の移管、国が進める行政改革、政権交代といった政治的事情などスポーツ行政のみならずさまざまな要素が絡み合うため、実現は容易ではない。そこで、3つ目のスポーツ庁設置パターンには、実現可能性を考慮し、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する形態を提示したい。このパターンを検討するにあたっては、国土交通省の外局として設置された観光庁を参考とした。

観光は地域における消費の増加や新たな雇用の創出など幅広い経済効果を産み出すため、観光立国の実現はわが国の経済社会の発展のために不可欠な国家的課題であった。こうした中、2006年12月に観光立国推進基本法が成立、2007年6月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。訪日外国人旅行者や日本人の海外旅行者を増加させることなどを目標としたこの計画を実施し、観光立国を強力に推進していくためには、国をあげた取組体制が必要であった。しかし、観光振興を目的に実施されている各省庁の施策間の調整が機能しない例も少なからず見受けられ、観光に関する組織を一元化すること、また、諸外国に対して観光立国を推進することを発信し、外国政府との交渉を効果的に行う必要性が指摘されていた（大森、2008）。このような経緯から、2008年10月1日、観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通省の外局として観光庁が設置された。

観光立国推進基本法の成立時には「観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力する」との附帯決議が付されており、基本法の成立から2年で観光庁の設置に至ったことになる。

#### （2）文部科学省外局型のモデル

スポーツ行政をみると、スポーツ基本法の成立（2011年）、スポーツ基本計画の策定（2012年）も観光行政と同様に1年ずつ実現しており、観光立国推進基本法の附帯決議とは異なるものの、スポーツ基本法の附則にも「スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との文言を盛り込んでいる。

また、観光庁設置以前の観光行政は国土交通省総合政策局6課（観光政策課、観光経済課、国際観光課、観光地域振興課、観光資源課、観光事業課）で所管されており、



現在のスポーツ行政が文部科学省スポーツ・青少年局 5 課（スポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、学校体育保健課、青少年課）と省におけるひとつの局で所管されていることも類似している点である。

ただし、国土交通省と文部科学省では、新組織を設置するための予算要求のスピードが異なっている。観光庁設置の際には、観光立国推進基本計画が策定された 2007 年 6 月の 2 ヶ月後には財務省に対して観光庁創設を盛り込んだ予算概算要求書を提出している。この場合、2006 年 12 月に観光立国推進基本法が成立し附帯決議が出された時点で、既に国土交通省内部では観光庁設置へ向けての折衝が進んでいたと考えるのが妥当であろう。一方、文部科学省においては 2013 年度の時点でスポーツ庁創設に関する予算は盛り込まれておらず、「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業」を 2012 年度から実施しているにとどまり、設置に向けた本格的な動きはみられない。

文部科学省外局型スポーツ庁を設置する際に所管する事業は、省庁横断型スポーツ庁、他組織融合型スポーツ庁と同様に表 9 を基礎とした。ここで、「各省にある政策を寄せてくるのではなく、『庁』になることで『局』よりも上の立場から各省に対して協力を依頼しやすい形態とした」という観光庁のコンセプトを参考にして、文部科学省外局型スポーツ庁は、文部科学省が現在実施する政策のみをスポーツ庁に移管することを想定した。具体的には、厚生労働省の障害者スポーツ政策、国土交通省の都市公園政策、農林水産省の森林空間政策はスポーツ庁に移管しないこととした。もちろん、実際に文部科学省外局型スポーツ庁が設置される場合、障害者スポーツ政策が移管される可能性は高い。ここでは、先に示した 2 つのスポーツ庁モデルとの差別化から、あえて他の省庁の政策を含めないモデルを示している。

法律については、観光庁設置の際に国土交通省設置法が改正されたのと同様、文部科学省設置法の一部を改正する必要がある。具体的には、文部科学省設置法第四章文化庁の次に第五章スポーツ庁を追加し、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいたスポーツ庁設置の条文、任務や所掌事務、審議会等についての条文が追加されることになる。

## 5-4-2 予算

文部科学省外局型スポーツ庁の推計予算を表 19 に示した。前述のとおり、政策の移管元の省は文部科学省のみであり、予算の合計は 231 億 2,335 万円となった。これは、2012 年度文部科学省スポーツ予算の 237 億 9,258 万 4,000 円から、教育行政と関連性の高い「子どもの体力の向上の推進」予算の 5 億 932 万 8,000 円と「その他」の 1 億 5,990 万 6,000 円を除いたものである。この予算額を現存する外局と比較すると 10 番目となり、金融庁とほぼ同等の規模となる（表 20）。

表 20 文部科学省外局型スポーツ庁の推計予算と外局（庁）予算の比較（2012 年度）

(千円)

順位	府省	外局	予算
1	財務省	国税庁	704,883,951
2	経済産業省	資源エネルギー庁	554,928,033
3	農林水産省	林野庁	245,545,648
4	国土交通省	海上保安庁	173,212,349
5	農林水産省	水産庁	144,174,710
6	経済産業省	特許庁	113,310,444
7	文部科学省	文化庁	103,200,232
8	経済産業省	中小企業庁	89,615,796
9	国土交通省	気象庁	58,884,351
10	文部科学省	スポーツ庁	23,123,350
11	内閣府	金融庁	23,098,350
12	法務省	公安調査庁	14,002,057
13	総務省	消防庁	12,394,220
14	国土交通省	観光庁	10,853,082
15	内閣府	消費者庁	8,867,554

財務省資料（2012）などより作成

表 19 文部科学省外局型スポーツ庁の推計予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	施策名(2012年度)	予算(千円)	移管元の省
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>			
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業	5,358	文部科学省
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究	19,253	文部科学省
	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業	71,316	文部科学省
	スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業	10,064	文部科学省
	スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化	12,968	文部科学省
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業	269,063	文部科学省
	武道等指導推進事業	250,028	文部科学省
	体育・保健体育のデジタル教材の作成	32,937	文部科学省
	全国中学校体育大会補助金	17,240	文部科学省
	全国高等学校総合体育大会補助金	46,084	文部科学省
	新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成	7,696	文部科学省
	新教育課程説明会	2,098	文部科学省
	全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会)	974	文部科学省
	全国学校体育研究大会	2,143	文部科学省
スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上		
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>			
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツとトップスポーツの好循環プロジェクト	581,598	文部科学省
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	136,676	文部科学省
	広域スポーツセンター機能強化事業	44,591	文部科学省
	全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催	522	文部科学省
	地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供	124,985	文部科学省
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上		
<b>競技水準の向上等</b>			
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	102,334	文部科学省
	マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト	2,746,472	文部科学省
	メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業	467,795	文部科学省
	次世代アスリート特別強化推進事業	394,226	文部科学省
	ナショナルトレーニングセンター競技強化拠点施設活用事業	559,000	文部科学省
	大学スポーツ研究活動資源活用事業	49,954	文部科学省
	国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業	49,584	文部科学省
	競技力向上支援体制の充実	14,998	文部科学省
	国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県	350,000
国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都		12,566	文部科学省
国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 秋田県		19,241	文部科学省
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業	180,753	文部科学省
	世界ドーピング防止機構等関係経費	22,781	文部科学省
	世界ドーピング防止機構拠出金	121,727	文部科学省
<b>国の補助</b>			
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上		
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場)	4,534,000	文部科学省
	私立学校施設整備費補助金(水泳プール等)	19,880	文部科学省
	私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	70,125	文部科学省
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助	501,800	文部科学省
	日本オリンピック委員会補助	2,588,214	文部科学省
	日本武道館補助	42,407	文部科学省
	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	5,493,695	文部科学省
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	2,565,482	文部科学省
	独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金	397,870	文部科学省
<b>その他の施策</b>			
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催	7,811	文部科学省
	体力づくり国民運動事務費	3,855	文部科学省
	委託事業選定・評価委員会等	5,810	文部科学省
	高齢者の体力づくり支援事業	96,961	文部科学省
文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ・青少年分科会)	7,085	文部科学省
<b>合計</b>		<b>23,123,350</b>	

文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

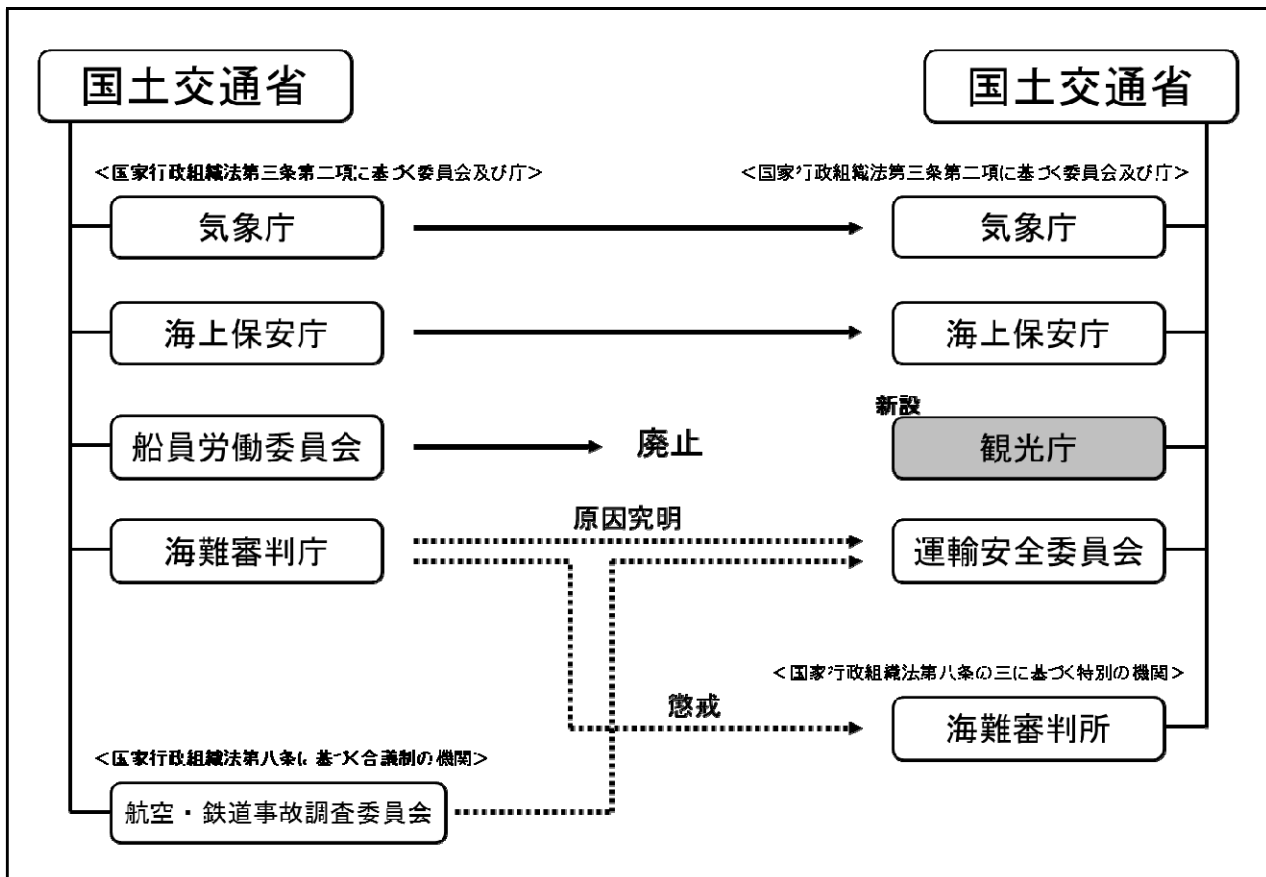
### 5-4-3 組織

#### (1) 観光庁のケース：国土交通省全体

文部科学省外局型スポーツ庁の体制を検討する資料として、観光庁設置時の状況をみた。ここでは、観光庁以外の庁および委員会含めた国土交通省全体における組織形態と観光庁内部の組織形態の2点について検討した。

まず、国土交通省全体の組織形態について、観光庁設置前後の状況を図10に示した。観光庁は2008年10月、国家行政組織法第三条第二項に基づく国土交通省の外局として新設された組織である。観光庁の設置に伴い、同法同条に基づく船員労働委員会は廃止、海難審判庁と同法第八条に基づく合議制の機関である航空・鉄道事故調査委員会は改組・統合され、同法第三条第二項に基づく運輸安全委員会および同法第八条の三に基づく海難審判所となった。このことから、実質的には観光庁を設置する代わりとして船員労働委員会が廃止され、海難審判庁と航空・鉄道事故調査委員会が改組・統合されたと考えることができる。実際に「まったく新規に組織を作るのは状況としては難しい。何かを作るのであれば何かを廃止する。少なくとも予算規模としてイコールにする必要があった」（観光庁）とあるように、国家の財政状況が厳しい中では、振替財源が必須となる。

図10 観光庁設置前後における国土交通省の組織形態



大森（2008）を一部修正

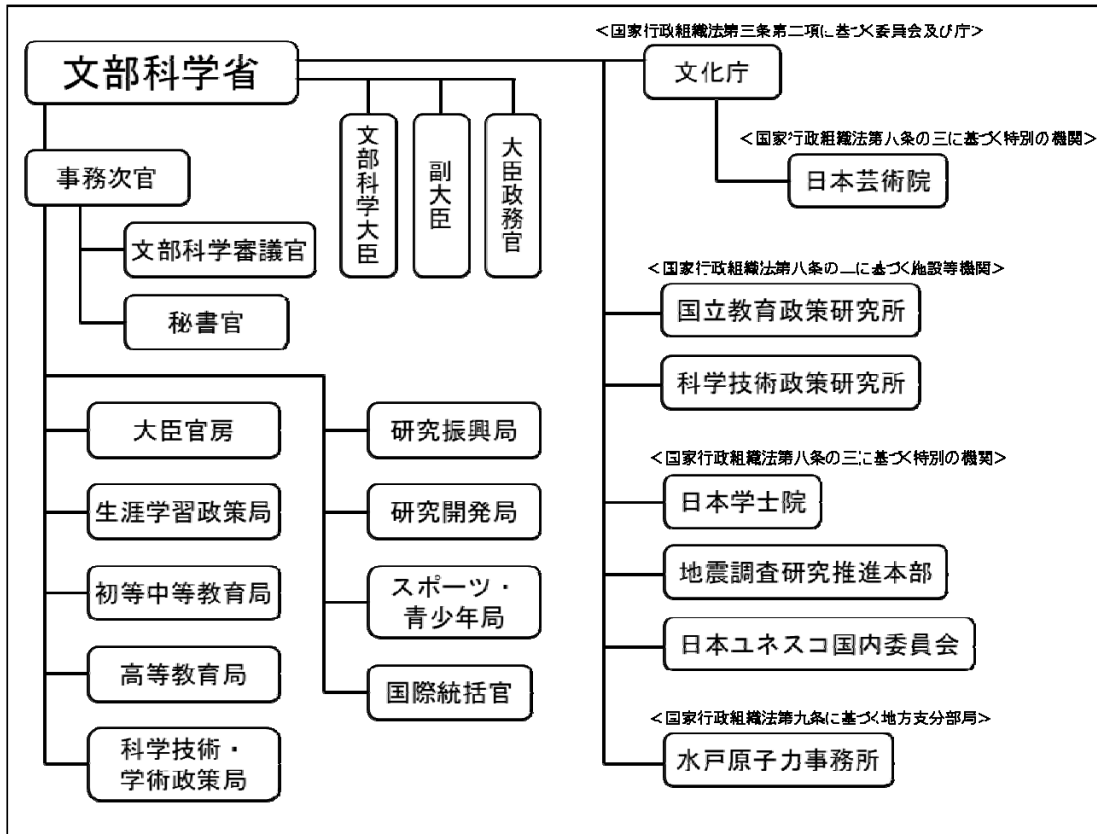
## (2) 文部科学省外局型のモデル：文部科学省全体

観光庁を参考にすれば、文部科学省外局型スポーツ庁を設置する場合も同様の手続きを踏む必要があるだろう。図 11 には 2012 年度現在の文部科学省を取り巻く組織の形態を示した。

観光庁設置の際は前述のとおり、国土交通省総合政策局 6 課で所管していた観光部門を移管したうえで、外局に当たる船員労働委員会を廃止、同じく外局であった海難審判庁を改組・統合している。また、観光庁長官のポストは、海難審判庁の長官のポストを振り替えている。文部科学省の場合、スポーツ・青少年局で所管しているスポーツ業務の移管は国土交通省の場合と同様であるが、文部科学省の外局は 2012 年度現在で文化庁しか存在しないため、外局を廃止し、振り替えてスポーツ庁を設置することは現実的ではない。したがって、図 11 における文化庁以外のいずれかの組織またはポストを廃止し、スポーツ庁の長官と振り替える必要がある。

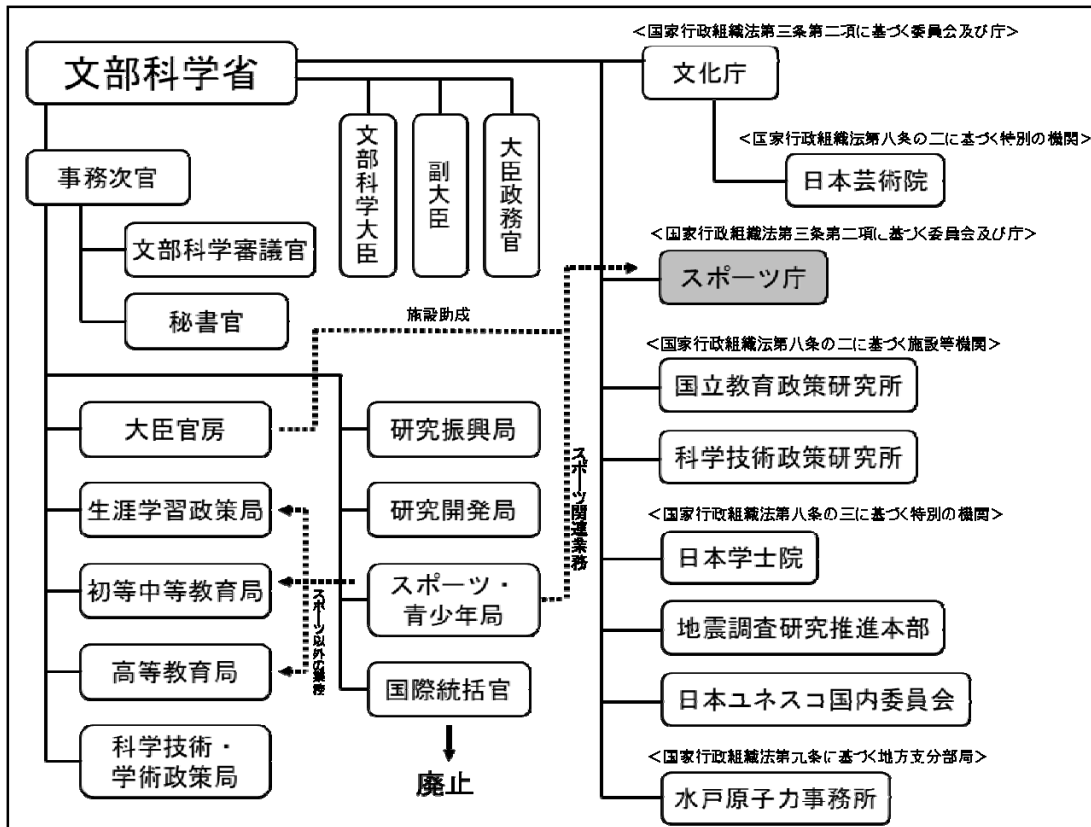
本研究では、観光庁の事例および関係者へのヒアリングなどを参考に「国際統括官」を廃止し、スポーツ庁長官と振り替える形態を選択した（図 12）。また、スポーツ・青少年局には、青少年課および学校健康教育課といった直接スポーツ予算をもたない課も存在するため、これらの課の業務はその内容から生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局へと移管することとした。

図 11 文部科学省の組織形態（2012年度）



文部科学省資料（2013）より作成

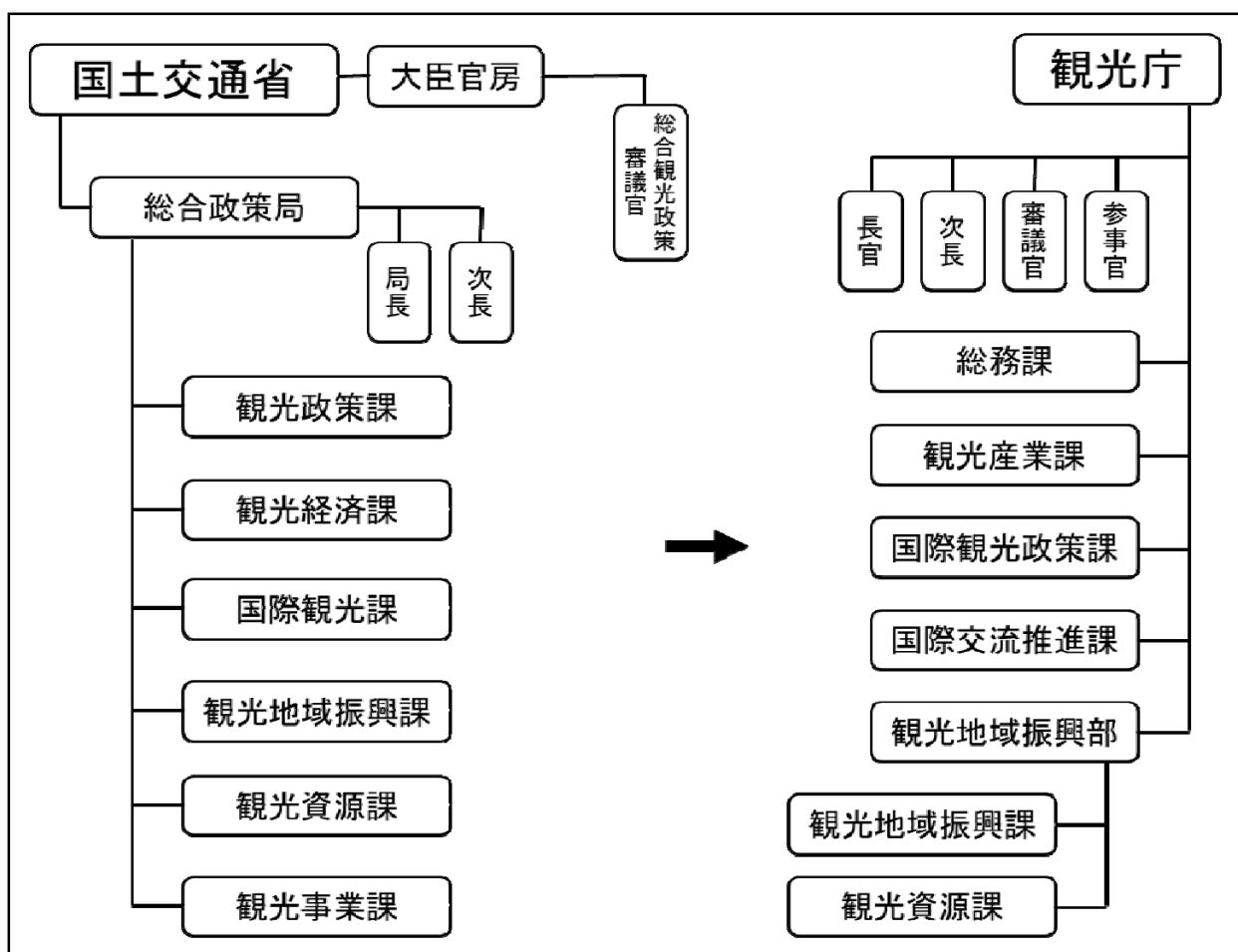
図 12 文部科学省外局型スポーツ庁設置後の組織形態（案）



### (3) 観光庁のケース：観光庁内部組織

次に、観光庁設置前後の部局の体制を示したものが図 13 である。国土交通省総合政策局に存在した 6 つの課は、観光庁の総務課、観光産業課、国際観光政策課、国際交流推進課、観光地域振興課、観光資源課の 6 課へと再編された。基本的には総合政策局 6 課と近い名称での再編であるが、総務課が新たに設置された。また、初代観光庁長官には大臣官房総合観光政策審議官が就任した。つまり観光庁長官は、人事の上では総合観光政策審議官が振り替えられたことになる。ただし、財源上は前述したとおり、海難審判庁の長官が振り替えられている。

図 13 観光庁設置前後の体制

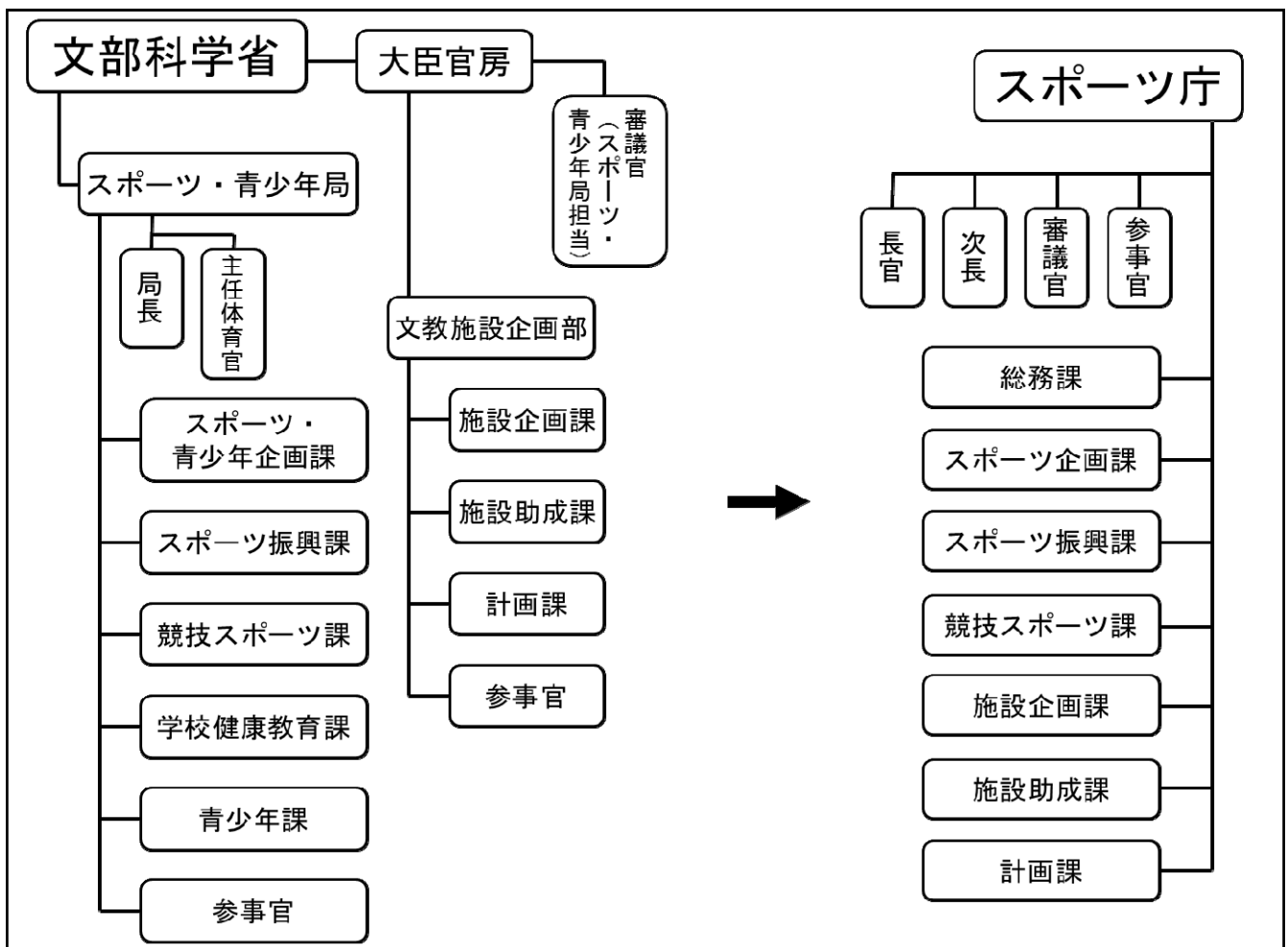


大森 (2008) を一部修正

**(4) 文部科学省外局型のモデル：スポーツ庁内部組織**

観光庁を参考にして、文部科学省外局型スポーツ庁の内部組織について検討した(図14)。まず文部科学省から移管する業務については、省庁横断型スポーツ庁、文化観光スポーツ庁で検討したものと同様、スポーツ・青少年局および大臣官房文教施設企画部の一部とした。次に観光庁と同じく総務課を配置し、初代スポーツ庁長官には大臣官房審議官(スポーツ・青少年局担当)を充てることとした。ただし、財源上は前述したとおり、国際統括官が振り替えられている。

**図14 文部科学省外局型スポーツ庁設置前後の体制(案)**



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。



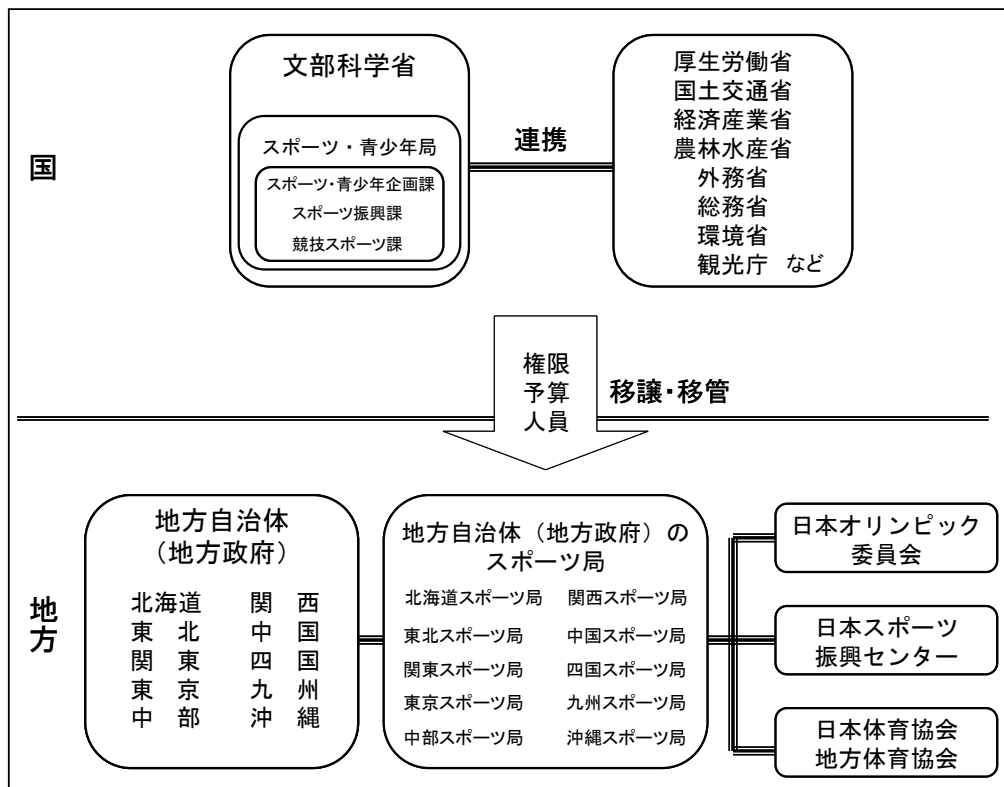
## 5-5 地域主権型

### 5-5-1 概要

スポーツ庁の第4のパターンは地域主権型である。これは、国がもつスポーツ政策の権限や予算を地方自治体（地方政府）に移管したケースである。自民党政権が2013年度中に道州制基本法を成立させた場合、わが国は5年以内に道州制へ移行することになる。これを踏まえると、国が担うスポーツ政策は大幅に減少すると考えられる。なぜならば、国の役割が道州や基礎自治体に大幅に移譲されるからである<sup>7</sup>。

実際、この形態に近いのは、連邦国家であるドイツのスポーツ行政体制である。ドイツでは16の州に強い自治権があり、それぞれの州が独自に憲法、議会、政府などを有している。連邦内務省（Bundesministerium des Innern）、州のスポーツ担当省（多くは州内務省）、ドイツオリンピックスポーツ連盟（Deutscher Olympischer Sportbund：DOSB）および州のスポーツ連盟が連携してスポーツ政策を担っている。この形態を日本にあてはめると、国がもつスポーツ関連の権限や予算を地方自治体（地方政府）に移管したうえで、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本体育協会および地方体育協会などが連携し、スポーツを振興する形が考えられる。

図15 地域主権型のイメージ



<sup>7</sup> PHP 研究所『地域主権型道州制－国民への報告書』によると、2005年度の国・地方歳出は道州制移行によって次のように変わる。国の歳出が49.3兆円（総歳出における割合：42.1%）から17.1兆円（総歳出における割合：14.6%）に、道州（都道府県）の歳出は30.7兆円（総歳出における割合：26.2%）から40.1兆円（総歳出における割合：34.3%）、基礎自治体（市町村）の歳出は37兆円（総歳出における割合：31.6%）から59.8兆円（総歳出における割合：51.1%）になる。

## 5-5-2 スポーツ政策における国と地方の役割分担

道州制へ移行する際には、国・道州・基礎自治体の役割分担を抜本的に見直すことになる。ここでは、道州制下における国から道州や基礎自治体への予算移譲額から、地域主導型で行うスポーツの姿を検討していく。

本研究では、スポーツ政策における国・道州・基礎自治体の役割を検討するにあたって、2008年に内閣府道州制ビジョン懇談会中間報告(以下、ビジョン懇中間報告)で示されている役割分担を基本とした。この中間報告はビジョン懇談会が長時間にわたり議論した結果であり、政府が道州制について国と地方の役割を体系的に整理した資料である。ただし、年金、医療保険、生活保護、警察はビジョン懇中間報告でも検討事項として保留されていたため、本研究では次のように役割を定義した。

まず、年金は国の役割とした。その理由は国全体の社会保障システムとして機能しており、地域で分割が困難と思われるためである。次に、警察、医療保険、生活保護については、道州の役割とした。警察はすでに、都道府県レベルでサービスが提供されている。また、医療保険、生活保護は、地域特性も存在し、シビルミニマムの確保の観点から、地域密着が望ましいと考えたからである。

さらに、各歳出項目を役割ごとに国・道州・市町村で分類した。歳出項目は次の8項目になる。

- |  |
|--|
| ①議会、②外交・安全・防衛、③国土・土地利用、④交通・社会資本国土計画<br>⑤経済・労働、⑥福祉・保健・環境、⑦教育・科学・文化、⑧その他 |
|--|

これらを基にビジョン懇中間報告の役割分担に含めて整理したものが表21である。「③国土・土地利用」「④交通・社会資本国土計画」「⑦教育・科学・文化」は道州制移行後に、道州または基礎自治体へと国の役割が移譲されることがわかる。表21にしたがって、国から道州、基礎自治体への歳出移譲額(一般会計)を求めると、国の歳出49.3兆円のうち、国に残る歳出額は17.1兆円(道州制移行前における国の歳出の35%)、道州への移譲額は19.2兆円(同39%)、基礎自治体への移譲額は13兆円(同26%)になる<sup>8,9)</sup>。

<sup>8</sup> PHP研究所『地域主権型道州制—国民への報告書』「図1 国と地方の新たな歳出規模」p.38を参照。

<sup>9</sup> 国・道州・市町村の重複となりうる歳出は、歳出規模を正確に把握できなくなることから、データから削除している。たとえば、国の一般会計歳出決算目的別分類における地方財政費が該当する。国からみれば地方財政費として歳出項目となるが、都道府県・市町村では地方交付税などの歳入項目となる。このため、本研究では国の地方財政費を歳出から除外している。なお、公債費は長期債務返済問題と関連するため、道州制移行後の歳出項目からは除外して検討する。

表 21 「ビジョン懇中間報告」に基づく国と地方の役割分担

	国	道州	基礎自治体
役割	国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定	基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差などの調整	地域に密着した対人サービスなどの行政分野
国防・外交・安全	外交・国際協調、国家安全保障、治安、移民政策、大規模災害対策、	危機管理、警察治安、災害復旧	住民の安全安心、消防、救急、
国土計画・土地利用		地域の土地生産力の拡大(林野・農地の維持)	
交通・社会資本整備	-	広域の公共事業(大型河川、広域道路、空港港湾の整備・維持、通信基盤、生活環境整備など)、電波管理、情報の受発信機能、公共施設規格の策定	公園、都市計画、街路、住宅、下水道
経済・労働政策	通貨の発行管理及び金利、通商政策、資源エネルギー政策、国の財政、市場競争の確保、財産権の保障	経済・産業の振興政策、能力開発や職業安定・雇用対策	地域振興にかかわる産業行政全般
環境・保健・福祉	最低限の生活保障、年金	広域の公害対策、環境の維持改善、福祉・医療の基準の策定、生活保護、医療保険	社会福祉(児童福祉、高齢者福祉など)、保育所・幼稚園、生活廃棄物収集・処理、公害対策、保健所
教育・科学・文化		科学技術・学術文化の振興、对外文化交流、高等教育(大学相当以上)、教育基準の策定	小中高等学校、図書館、地域振興にかかわる文化行政全般
その他	皇室、司法、民法・商法・刑法等の基本法に関すること、国政選挙、国の統計及び記録、国家的プロジェクト	市町村間の財政格差の調整	戸籍、住民基本台帳

注：下線で示した年金、医療保険、警察治安、生活保護、医療保険はビジョン懇中間報告でも役割分担の検討事項として保留にされていたものである。

PHP 研究所『地域主権型道州制-国民への報告書』(2010)より

現状を考えると、スポーツに関連する主な歳出項目は、「⑦教育・科学・文化」になる。表 21 をみると、「⑦教育・科学・文化」は道州制移行後、道州や基礎自治体に移譲され、国の役割がなくなっており、道州は「科学技術・学術文化の振興、对外文化交流、高等教育(大学相当以上)、教育基準の策定」、基礎自治体は「小中高等学校、図書館、地域振興にかかわる文化行政全般」をそれぞれ担うことになる。

このような国と地方の役割分担の変化を踏まえると、国のスポーツ予算は道州制移行後にどのように道州や基礎自治体に移譲されていくのだろうか。表 23 は、表 22 の定義に基づき、2012 年度の体力づくり関係予算を道州・基礎自治体に整理したものである。

2012 年度の体力づくり関係予算(予算内数含む)は 1,590 億 2,508 万 6,000 円である。ここで、予算内数の詳細(スポーツに関連する部分の予算)が判明している事業があるため、それらを含めて再分析すると、1,454 億 5,541 万円になる。道州制に移行した場合にこの予算は、道州に 451 億 4,184 万 7,000 円(31.0%)、基礎自治体に 1,003 億 1,356 万 3,000 円(69.0%)が移譲されることになる。道州は基礎自治体を中心にした仕組みであるため、体力づくり関係予算も基礎自治体への予算移譲額が多くなっている。なお、予算内数事業のうち、「国営および都市公園等の整備」は広域的施設整備に該当するため道州に区分されるが、「体育館等バリアフリー緊急整備事業」や「児童館・児童センターの整備」は、学校区単位の施設整備になることから基礎自治体に区分した。ただし、予算内数事業におけるスポーツ関連部分は事業内のごく一部であると推測される。

表 22 体力づくり関係予算の整理方法

国がまとめている『体力づくり関係予算額調』に記載のあるすべての施策を「広義のスポーツ政策（予算）」とした。

『体力づくり関係予算額調』のそれぞれの施策について、「事業名」および「事業内容」におけるキーワードからまとめ、本研究独自に 8 つに分類した。

①スポーツ：「競技名」「競技団体」「スポーツ施設」「スポーツ関連事業」

（②～⑧の分類に当てはまらないもの）

②健康・体力：「健康」「体力」のキーワードがあるもの

③学校体育：「体育」「部活動」「学習指導要領」のキーワードがあるもの

④公園等：「公園」「海岸」「港湾」「森林」「登山」のキーワードがあるもの

⑤障害者：「障害者」のキーワードがあるもの

⑥青少年・子ども：「青少年」「子ども」「児童」のキーワードがあるもの

⑦保健：「保健」「医療」「食育」「災害救済給付」のキーワードがあるもの

⑧その他：「その他」のキーワードがあるもの

②～⑦の分類に当てはまらず、スポーツと関連が薄いもの

上記の各キーワードが複数同時に入っている予算は、施策の目的によって分類した。

例：子どもの体力向上

⇒ 施策の目的が「体力向上」なので「健康・体力」に分類している。

宮下・笹川スポーツ財団『スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究』（2012）より作成

予算内数を除いたものを道州・基礎自治体で比較すると、道州に移譲される予算額は 268 億円、基礎自治体に移譲される額は 185 億円であり、道州に移譲される予算のほうが多い。

個別の項目をみると、「スポーツ」では道州に 94.6%の予算（167 億 7,482 万 9,000 円）が国から移譲される。これは、「対外文化交流」が道州の役割になっていることから、実質的に国際競技力向上予算である独立行政法人日本スポーツ振興センターの施設整備費補助や運営交付金、ドーピング活動防止の推進に資する予算が道州に移譲されているためである。「青少年・子ども」では、道州に 77.5%の予算（98 億 8,830 万 6,000 円）が国から移譲されるが、その大部分は独立行政法人国立青少年教育振興機構の運営費交付金（約 93 億円）である。この機構は全国に 28 箇所の体験活動ができる教育施設を有するため、道州レベルの広域的施設としてみなすのが妥当であろう。また、「公共施設の建設・運営管理」も道州の役割になっているため、「公園等」も 7 割以上が道州へ移譲される。

表 23 道州制移行による体力づくり関係予算（案）

（千円）

	道州制移行前 の国の予算	道州		基礎自治体	
ス ポ ー ツ	17,725,665	16,774,829	94.6%	950,836	5.4%
健 康 ・ 体 力	4,162,706		0.0%	4,162,706	100.0%
学 校 体 育	7,937,603	7,696	0.1%	7,929,907	99.9%
公 園 等	95,850	74,150	77.4%	21,700	22.6%
障 害 者	1,071,080		0.0%	1,071,080	100.0%
青 少 年 ・ 子 ど も	12,763,723	9,888,306	77.5%	2,875,417	22.5%
保 健	615,752		0.0%	615,752	100.0%
そ の 他	878,791	14,866	1.7%	863,925	98.3%
予 算 内 数	100,204,240	18,382,000	18.3%	81,822,240	81.7%
合 計（内 数 を 含 む）	145,455,410	45,141,847	31.0%	100,313,563	69.0%
合 計（内 数 を 含 ま ない）	45,251,170	26,759,847	59.1%	18,491,323	40.9%

注：「公立学校等施設整備：公立学校等の施設整備に要する経費の一部補助」「児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進」は、スポーツに関連する部分の予算が判明しているため、予算内数から除外している。

体力づくり国民会議『体力づくり関係予算額調』（2012）より作成

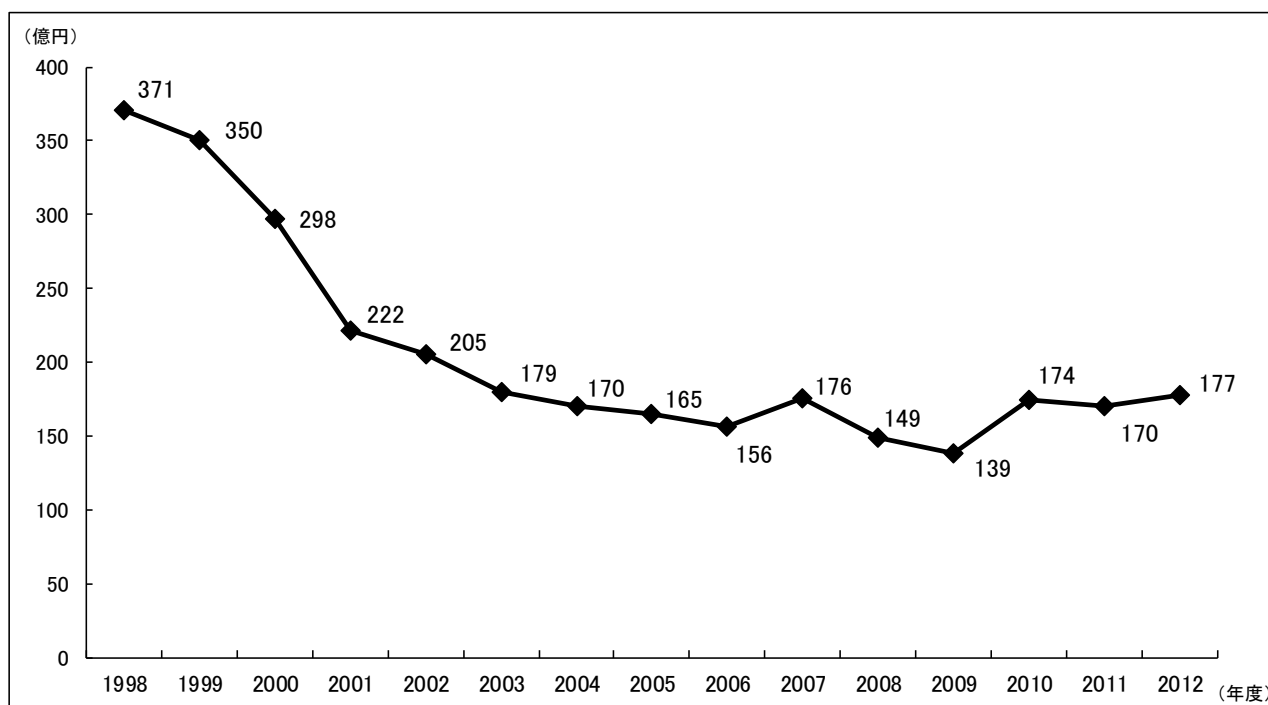
一方で、「健康・体力」「学校体育」「障害者」「保健」などの教育・福祉関連予算の多くが国から基礎自治体に移譲される。基礎自治体は公共政策における対人サービスを主に担うことになるため、「健康・体力」では健康増進の推進、「学校体育」では運動部活動の活性化、「障害者」では障害者の社会参加の推進、「保健」では児童生徒等の健康教育の充実が、国から基礎自治体にそれぞれ移譲される。なお、「スポーツ」の予算のうち 5.4%が基礎自治体に区分されている。これは現在国が行う生涯スポーツ社会の実現に関する予算である。生涯スポーツの推進は地域コミュニティの形成とも密接に関わるため、住民との距離が近い基礎自治体が担当したほうが適切と思われる。

ただし、これはあくまでもビジョン懇中間報告をもとに、体力づくり関係予算を道州と基礎自治体に財源移譲した推計であり、国がスポーツ行政にまったく関わらないということではない。たとえば建設計画が進んでいる新国立競技場の整備や運営など、地域主権型において国がどの程度スポーツ行政に関与するかについては、今後の研究で検証する必要があるだろう。

### 5-5-3 体力づくり関係予算から整理した国のスポーツ予算の現状と課題

図 17 は、体力づくり関係予算から整理したスポーツの予算（表 22 の定義①にあたる予算。以下、スポーツ予算）の推移を表している。1998 年度には 371 億円あったスポーツ予算は 2009 年度には 139 億円まで減少したが、2010 年に 174 億円へと増加に転じ、2012 年度には 177 億円となっている。2010 年度にはオリンピックでメダルが期待できるアスリートに対して専門的な支援を行うマルチサポート事業などが開始され、国際競技力向上方策の充実に関する予算で約 35 億円の増加がみられる。また、2012 年度はスポーツ基本法が制定された次の年度であったことやロンドンオリンピックの開催もあいまって、2011 年度から 7 億円ほど予算が拡大している。

図 17 体力づくり関係予算から整理したスポーツ予算の推移



注：ここでいうスポーツ予算はp.58の定義①「スポーツ」の予算を指す。文部科学省スポーツ予算(p.10)から学校体育、運動部活動、子どもの体力向上などの予算が除かれている。

ただし、表 22 の定義①におけるスポーツ予算は、近年はすべて文部科学省の所管である<sup>10</sup>。図 18 は、図 17 のスポーツ予算を所管省庁別にまとめたものである。2003 年度から 2012 年度までのスポーツ予算は文部科学省の所管であり、それ以外の省庁の予算は体力づくり関係予算をみる限り計上されていない。

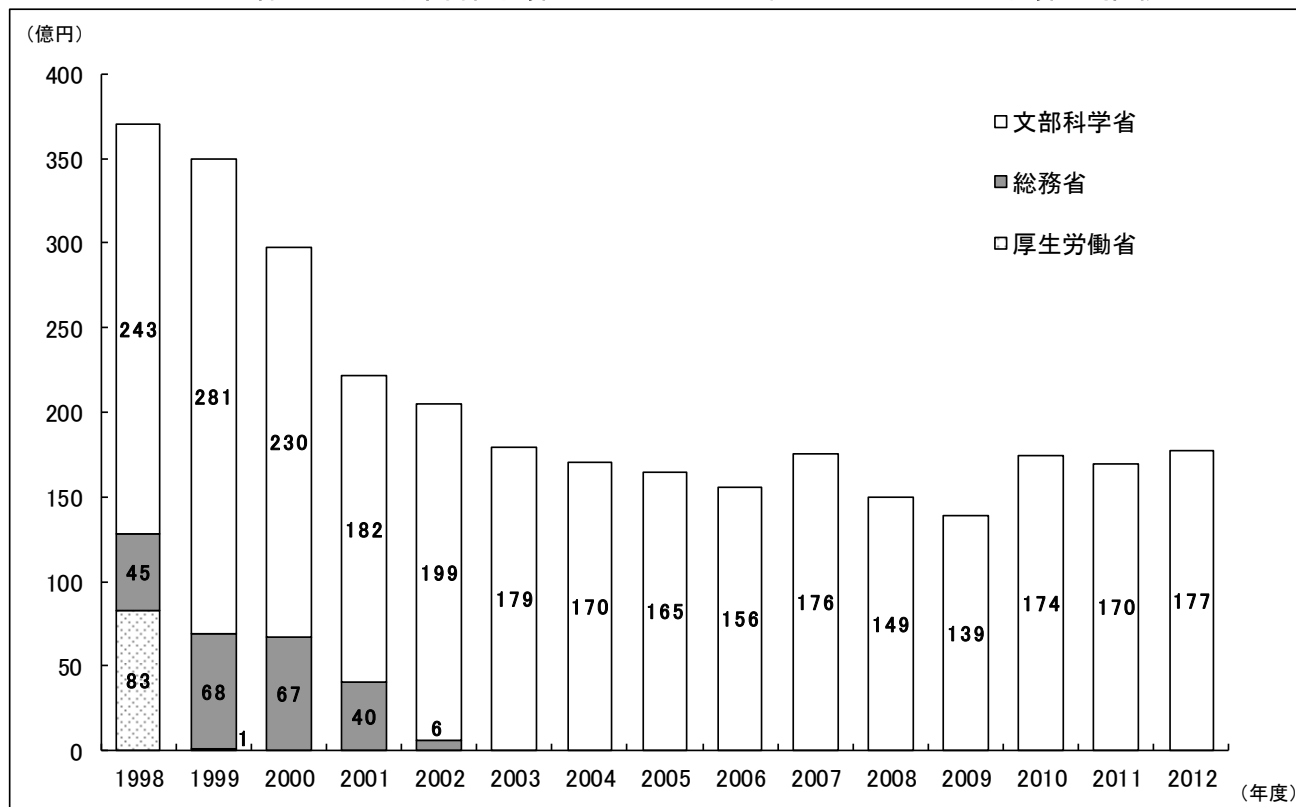
しかし、1998 年度には総務省（旧郵政省）の所管するスポーツ予算として 45 億円、厚生労働省（旧厚生省）の所管するスポーツ予算として 83 億円が体力づくり関係予算には計上されていた。具体的には、総務省（旧郵政省）には、簡易保険レクリエーシ

<sup>10</sup> 宮下・笹川スポーツ財団『スポーツ行政における公共部門の役割に関する研究』（2012）

ョン施設の整備等の予算(約 45 億)があり、厚生労働省(旧厚生省)には、勤労者総合スポーツ施設の設置(77 億円)、勤労者体育施設の設置(5 億円)などの予算があった。その後、1999 年度には総務省(旧郵政省)の予算が計上されなくなり、2002 年度には簡易保険レクリエーション施設の整備等の予算、2003 年度には勤労者体育施設設置の予算が計上されなくなった。したがって、スポーツ予算は体力づくり関係予算をみる限りでは、省庁別に分割されている部分は小さいため、スポーツ庁を創設する場合には文部科学省所管の業務でほぼ完結するといえる。しかし、国から地方への権限・財源・人材の移譲が進んでいけば、スポーツ政策は観光や文化との結びつきが強いため、各地方自治体は地域振興の観点から他分野の政策を有機的に連携させていかなければならなくなるだろう。

また、地域主権型でスポーツを振興するためには、特に国から地方への財源の移譲が必須となる。ただし、スポーツ予算は日本スポーツ振興センターや日本オリンピック委員会、日本体育協会といった団体を通じて活用されているものが多い。これらの国の政策と結びつきが強い団体への補助金や交付金などを地方の財源として移譲することが可能か否かについては、今後検討する必要があるだろう。

図 18 体力づくり関係予算から整理した省庁別スポーツ予算の推移



注1)ここでいうスポーツ予算はp.58の定義①「スポーツ」の予算を指す。文部科学省スポーツ予算(p.10)から学校体育、運動部活動、子どもの体力向上などの予算が除かれている。

注2)予算額は2001年の省庁再編後の省庁別に整理している。

体力づくり国民会議『体力づくり関係予算額調』(1998~2012)より作成